

平成 2 7 年度第 6 回

第 8 7 回札幌市都市計画審議会

議 事 録

平成 2 8 年 3 月 9 日 (水)
S T V 北 2 条ビル 地下 1 階 会議室

札幌市市民まちづくり局

■ もくじ ■

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	1
3	議事	2
	◎第2次札幌市都市計画マスタープランの策定、札幌市立地適正化計画の策定について	2
	◎札幌市都市再開発方針の見直しについて	23
	◎東北通について	32
	◎建築基準法等の改正に伴う規定整理関連について	36
4	その他	46
5	閉会	46

第87回（平成27年度第6回）札幌市都市計画審議会

- 1 日 時 平成28年3月9日（水）午後1時32分～午後4時48分
- 2 場 所 S T V北2条ビル 地下1階 会議室
- 3 出席者 委 員：高野 伸栄会長を初め22名（巻末参照）

札幌市：市長政策室政策推進担当部長 佐藤 博
市民まちづくり局都市計画部長 三澤 幹夫
市民まちづくり局総合交通計画部長 佐藤 達也
環境局みどりの推進部長 北原 良紀
都市局事業推進担当部長 阿部 芳三

都市計画マスタープラン等見直し検討部会部会長 小林 英嗣

4 議 事

【札幌市からの意見聴取案件】

- 議 案 第20号 第2次札幌市都市計画マスタープランの策定について
- 議 案 第21号 札幌市立地適正化計画の策定について

【諮問案件】

- 議 案 第1号 札幌圏都市計画都市再開発方針の変更
【札幌市都市再開発方針の見直し】
- 議 案 第2号 札幌圏都市計画道路の変更【東北通】
- 議 案 第3号 札幌圏都市計画地区計画の変更【あいの里地区】
- 議 案 第4号 札幌圏都市計画地区計画の変更【新川第一地区】
- 議 案 第5号 札幌圏都市計画地区計画の変更【テクノパーク地区】
- 議 案 第6号 札幌圏都市計画地区計画の変更【北丘珠第二地区】
- 議 案 第7号 札幌圏都市計画地区計画の変更【米里東地区】
- 議 案 第8号 札幌圏都市計画地区計画の変更【米里北地区】
- 議 案 第9号 札幌圏都市計画地区計画の変更【屯田中部地区】
- 議 案 第10号 札幌圏都市計画地区計画の変更【菊水8条4丁目地区】
- 議 案 第11号 札幌圏都市計画地区計画の変更【道庁東地区】
- 議 案 第12号 札幌圏都市計画地区計画の変更【J R琴似駅周辺地区】

議	案	第13号	札幌圏都市計画地区計画の変更【南2西3南西地区】
議	案	第14号	札幌圏都市計画地区計画の変更【創世交流拠点地区】
議	案	第15号	札幌圏都市計画地区計画の変更【北8西1地区】
議	案	第16号	札幌圏都市計画地区計画の変更【北4東6周辺地区】
議	案	第17号	札幌圏都市計画地区計画の変更【J R 苗穂駅周辺地区】
議	案	第18号	札幌圏都市計画地区計画の変更【大通交流拠点地区】
議	案	第19号	札幌圏都市計画地区計画の変更【札幌駅前通北街区】

【関連説明案件】

関連説明	第1号	建築基準法の改正に伴う札幌圏都市計画特別用途地域の建築制限の変更
------	-----	----------------------------------

第 87 回 都市計画審議会 案件グループ分け

【札幌市からの意見聴取案件】

順番等	案件概要	
	名称	番号
①	第 2 次札幌市都市計画マスタープランの策定について	議案第 20 号
②	札幌市立地適正化計画の策定について	議案第 21 号

【諮問案件】

順番等	案件概要			
	地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決
市 決 定	①	札幌市都市再開発方針の見直し	都市再開発方針の変更	議案第 1 号 第 1 号
	②	東北通	道路の変更（幅員の変更）	議案第 2 号 第 2 号
	③	建築基準法等の改正に伴う規定整理関連	地区計画の変更	議案 第 3 ～ 19 号 第 3 ～ 19 号
	特別用途地区の建築制限の変更		関連説明 第 1 号 —	

1. 開 会

●事務局（小泉調整担当課長） 本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、20名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、第87回、平成27年度といたしましては第6回目となります、札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部地域計画課調整担当課長の小泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、資料を確認させていただきます。

事前送付させていただいた議案書等につきましては、本日お持ちいただくよう、通知文の中でお願ひを申し上げておりましたが、ご都合によりお持ちになつておられない委員の方は、事務局までお知らせください。

また、本日、各委員のお席には、向かつて左手には、配付資料1の「会議次第」、配付資料2の「案件一覧・案件グループ分け」、配付資料3の両面印刷の「委員名簿」、「座席表」が、次に、向かつて右手には、送付後に一部修正のありました意見聴取案件の「第2次都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」のそれぞれ議案書、次に、諮問案件の「都市再開発方針」の参考資料と議案書、最後に事前送付を行っていない諮問案件の「東北通」の補足資料としてパワーポイント抜粋資料がございます。

ご確認をお願いいたします。

次に、連絡事項ですが、愛甲委員、星野委員につきましては、欠席する旨、また、中村達也委員からは遅参する旨の連絡が入っております。

そして、本日の議案に関連する部局として、市長政策室政策推進担当部、市民まちづくり局都市計画部、総合交通計画部、都市局事業推進担当部、環境局みどりの推進部の関係職員がそれぞれ来ております。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃいます皆様に連絡がございます。本審議会では、場内の撮影につきましては、議事に入りました後はご遠慮いただいております。議事に入るのは、会長による議事録署名人の指名がありました後となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、高野会長、よろしくお願ひいたします。

2. 議事録署名人の指名

●高野会長 議長を務めます高野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

中村たけし委員と堀内委員にお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

●高野会長 先ほどご説明がありましたように、以降の場内の写真撮影についてはご遠慮
いただくよう、お願いいたします。

お手元の議事次第にございますが、本日は、議案の数が大変多いですが、進め方として
は、会議次第にございますように、第20号と第21号の都市計画マスタープランと立地適正
化計画の策定から進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎第2次札幌市都市計画マスタープランの策定、札幌市立地適正化計画の策定につ
いて

●高野会長 それでは、初めに、札幌市からの意見聴取案件の審議を行いたいと思います。
こちらは、我々から札幌市に意見を申し述べるものでございます。

議案第20号の「第2次札幌市都市計画マスタープランの策定について」と議案第21号の
「札幌市立地適正化計画の策定について」は関連があることから、一括して審議を進めて
いきたいと思っております。

また、本日は、都市計画マスタープラン等見直し検討部会の小林部会長にもご出席いた
だいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この2件については、前回、景観計画について、この審議会において、意見のあるなしに
ついてご審議をしていただきましたけれども、あれと同様に、意見を申し述べるか申し述
べないかについて、きょうご検討をいただくものでございます。

それでは、担当から第2次都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定についてご
説明願います。

●村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬でございます。

これより、議案第20号の「第2次札幌市都市計画マスタープランの策定」についてご説
明させていただきます。

最初に、本日お配りした資料についてでございますが、事前送付させていただきました
3月2日時点の計画書に修正が生じたため、本日、9日時点の計画書を改めて配付させて
いただきました。本日は、こちらの9日時点の計画書を用いてご説明いたします。

なお、2日時点からの修正箇所につきましては、黄色いマーカーで印をつけておりまし
て、主に文言修正となっております。後ほど、修正内容について一部をご説明いたしま
すが、細かい文言修正などについては割愛させていただきますので、ご了承願います。

本案件につきましては、昨年度より、審議会にて関連説明案件としてご説明してまい
りましたが、今回、最終案をご説明し、審議会のご意見をお聞きした上で、今月末に策定す
る予定でございます。この都市計画マスタープランは、都市計画決定事項ではないことか
ら、審議会にて採決をいただくものではございませんが、後ほどご説明いたします、議案
第21号の「札幌市立地適正化計画の策定」と同様、意見聴取案件として、審議会のご意見

をお聞きするものでございます。

なお、今年度の審議会におきましては、6月に中間報告、7月に骨子案報告、9月と11月に計画素案報告、そして、1月に計画案報告と、都度、内容をご説明させていただいてきたところです。最終案につきましても、今までご説明してまいりました計画の構成や方向性には変更がないことから、前回ご報告した計画案からの主な変更点などについてご説明し、計画全体のご説明は割愛させていただきます。

まずは、計画案に対するパブリックコメントの結果と、それを受けて修正を行った内容についてご説明いたします。

前回の審議会でご説明しました計画案につきまして、平成28年1月12日火曜日から2月10日水曜日までの30日間におきまして、市民の皆様の意見を募集するパブリックコメントを実施いたしました。この結果につきましては、議案書として配付しております最終案の資料編に記載しております。

まず、137ページをごらんください。

意見の提出者数は18名、提出された意見の数は79件となっております。

138ページ以降には、いただいた意見の概要と合わせて、意見に対する札幌市の考え方と、案の修正を行ったものにつきましてはその内容を記載しております。件数が多いため、全てについてのご説明はいたしません。計画案に修正を加えたものの中から幾つか抜粋してご説明させていただきます。

それでは、まず、138ページの3の意見をごらんください。

第1章の「目的と位置付け」における計画の前提に対するご意見でございまして、「近郊の小樽市、石狩市、北広島市、千歳市、苫小牧市などとのアクセスやネットワークを重視したモデルだが、以降の記述ではこの点に全く触れていない」という内容でございます。また、148ページにございますが、同様に、「計画全体にわたり、近隣市町村との連携・協力という考えが必要では」といった内容も寄せられております。

これにつきましては、2月27日に開催しました第13回の検討部会におきましても、委員から同様の趣旨のご意見をいただきました。

本市としましては、都市づくり全体に係る考え方として、基本目標の一つに、「道内をはじめ国内外とつながり」と記載しており、また、交通の取組の方向性では、空港や港湾などの広域的な交通ネットワークについて記載しております。なお、この視点につきましては、本市としても重要であると考えていることから、7ページに「北海道や道内市町村等との連携」についての記載を新たに追加いたしました。

次に、ページを戻っていただいて、140ページの一番上の14をごらんください。

第3章の「都市づくりの理念・基本目標等」の「重視すべき観点」に対するご意見でございます。

札幌の景観美について、「札幌固有の景観をつくる前に、全市の景観の底上げを目指すべきでは」、「都心の景観は評価できるが、居住地域まで拡大していくことを目標にすべ

きでは」という意見でございます。

本市としては、ご意見のとおり、まち全体の景観に配慮した取組を進めることが重要と認識しておりますことから、25ページの記載について、「札幌の特徴である都市と自然の近接性や、積雪寒冷の特性を踏まえた空間形成に加え、食や観光といった世界に誇れる強みを生かした道都にふさわしいまちづくりを進めることが重要です」という表現に修正いたしました。

次に、140ページの18と19をごらんください。

同じく、第3章の「都市づくりの理念・基本目標等」に対するご意見でございます。

どちらも都市づくりの理念として設定した「S・M・I・L・Es City Sapporo」に対するものでございまして、18は、「言葉遊び風な英語の頭文字はやめたほうがよいのではないか。英語にするのであれば、名詞と形容詞が混在しているので、少なくともどちらかに統一すべきではないか」という趣旨のご意見で、19は、「Es」について、「言葉を特定せず、〇〇など、とするのはよくわからない」という趣旨のご意見でございます。

本市としましては、計画書にも記載しておりますとおり、戦略ビジョンにおいて、都市空間創造に当たってのコンセプトとして定めている「S・L・I・M City Sapporo」に、これからの都市づくりの要素である複数の「E」を加え、誰もが笑顔で過ごせるまちにするという願いを込めて定めたものであることから、「S・M・I・L・Es City Sapporo」という理念自体は変更いたしません。構成している英単語につきましては、「Managing」や「Livable」という形容詞を使っていたものを、「Management」「Livability」と名詞に修正するとともに、「Es」に内包する単語を限定し、「Everyone、Economyなど」と記載していた部分について、「など」を削除いたしました。

次に、141ページの23をごらんください。

「都市空間像と取組の進め方がどのようにして計画されたものなのかがわからない」というご意見がございましたので、第3章に既に記載しておりました「前計画の理念の持続可能なコンパクト・シティへの再構築を踏襲しつつ、都市を取り巻く課題への対応や、戦略ビジョンの『S・L・I・M City Sapporo』をさらに進め、今後重視すべき観点を踏まえたものを、これからの都市づくりの理念として定める」という文章に加える形で、「同様の考え方で、基本目標やその実現のための考え方も定める」という説明を追加いたしました。

次に、142ページの34をごらんください。

第5章の「部門別の取組の方向性」の土地利用に対するご意見で、「モータリゼーション、ニーズ、コージェネレーションシステムなどといった片仮名言葉はわかりづらい」という内容でございます。

本市としましては、愛称などを含めた固有名詞や、広く一般的に片仮名で使用されている言葉などについてはそのまま使用するのが適切と判断いたしましたが、一部につきましては日本語表記とする修正を行っております。あわせて、そのまま使用するのが適切と判

断したものにつきましても、一部に注釈にて用語の説明を追加いたしました。

次に、144ページの44をごらんください。

第5章の「交通」に対するご意見で、「地下鉄の機能向上の前に、将来的にどのように維持・改修していくのかを考えるべきでは」といった内容でございます。

本市としましては、地下鉄の維持、改修につきまして、高架駅の改修工事などを計画的に進めているところでございますが、今後も効率的に修繕を行いながら延命していく考えでございますことから、本文中の「機能向上」という表現を「機能の維持・向上」という表現に修正しております。

次に、145ページの49と50をごらんください。

第5章のエネルギーに対するご意見で、「エネルギー効率を上げるため、省エネ技術のようなソフト面にも焦点を当てるべきではないか」という内容でございます。

本市としましては、ご意見のとおり、ソフトとハードの両面からエネルギーの効率的な利用を進めることが重要と考え、エネルギーマネジメントシステムの導入支援や施設の運用改善による省エネ技術の普及などを行っていることから、その旨を追記する修正を行っております。

また、同じページの一番下にごございます53につきましては、「蓄電池や電気自動車などを用いた畜エネルギーシステムを積極的に推進していくべきではないか」という内容でございます。

本市では、再生可能エネルギーを効率的に利用するためには、畜エネルギーシステムと組み合わせて導入することが有効と考えていることから、その旨がわかるよう、本文の表現を一部修正しております。

また、事前送付時点では集計が間に合わず、掲載していなかったキッズコメントの結果を、149ページ以降に掲載いたしました。事前送付資料からの変更点として黄色い線で囲んでいるところになります。

子どもの意見提出者数は317名、提出された意見の数は483件となっております。

150ページから、子どもの意見をまとめたものについて、2ページにわたり、載せております。

例えば、「S・M・I・L・Es City Sapporoという言葉どおり、みんなが笑顔で過ごせるまちにしてほしい」といったものや、「地下鉄駅の周辺に施設を建てたりビルをつくったりすることはいい考えだと思う」といったものなど、計画に対して肯定的な内容や積極的に取組を進めてほしいという趣旨の意見が多く見られました。

抜粋となりますが、市民意見の概要、本市の考え方及び修正の内容につきましては、以上となります。

続きまして、パブリックコメントにかかわる修正以外の変更点についてご説明いたします。

戻っていただきまして、28ページをごらんください。

都市づくり全体の視点から定めた基本目標について記載しているページとなりますが、一番下に「コンパクトな都市」についての説明を追加しております。

「コンパクトな」という言葉に対しては、「都市の機能を縮小する」といった、本市が意図するものとは異なるイメージを抱く方が多いことから、誤解を避けるために記載いたしました。

本市が目指す「コンパクトな都市」とは、こちらに記載のとおり、「市街地の範囲を現状の市街化区域とすることを基本とした上で、それぞれの住宅地において、日常的な生活利便機能が立地し、都心や地域交流拠点では、多くの人々が利用する公共施設や商業・医療施設などの集積を図るほか、バスネットワークの維持改善や公共交通機関の乗り継ぎのしやすさを確保していくこと」を目指すものでございます。

次に、31ページをごらんください。

こちらは、基本目標を実現するための考え方のうち、取組の進め方について三つ記載しておりますが、一番下の考え方についてでございます。

前回の審議会で、委員より、「行政内部の連携について、もっと前面に押し出して読めるようにしては」といったご意見をいただきましたことから、右下の赤い四角囲みの説明文になりますが、「行政内部においても、関係部局が本計画を共有し、総合的な取組を進めます」という一文を追加いたしました。

次に、37ページをごらんください。

こちらは、都心での取組について記載している部分になりまして、前回の審議会でご説明したとおり、現在策定作業が進められております「第2次都心まちづくり計画」の計画案と整合をとる形で修正を加えております。

都心まちづくり計画は、現在、パブリックコメントを実施している最中でございまして、都心における具体の取組などについてはそちらでまとめていることから、本計画では都心の取組についての基本的な方向性をまとめる形で整理いたしました。

具体的には、37ページの中段から下段にかけて、「実現に向けた取組の方向性」の内容を変更してございまして、「世界が注目する都心強化の推進」「みどりが感じられ、低炭素化の進んだ都心の形成」「都心でのライフスタイル・ワークスタイルの環境形成」「持続的な都心発展のしくみづくり」の4点から整理する構成としております。

次に、40ページをごらんください。

前回の審議会で、委員より、地域交流拠点のうち、真駒内の取組の方向性につきまして、「もう少し書き込めることがあれば追加してほしい」といったご意見がございましたことから、「真駒内地域の将来の土地利用などを具体化したまちづくり計画を策定し、駅前地区を中心とした滞留・交流空間の充実とともに、定山溪や芸術の森といった高次機能交流拠点はもとより、南区全体の魅力向上に資する拠点の形成を図ります」といった内容に変更いたしました。

次に、106ページをごらんください。

第6章の「取組を支える仕組み」についての変更点となります。

前回の審議会におきまして、「市民参加と協働の定義を明確にすべきではないか」といったご意見がございましたことから、まず、下の注釈に「市民参加」と「協働」の用語説明を加えております。

札幌市自治基本条例の考え方にに基づきまして、「市民参加」につきましては、「市民が市政に関して意見を述べ、提案し、市の取組に参加することのほか、町内会を初めとしたさまざまな組織や団体などの活動に参画すること」、また、「協働」につきましては、「まちづくりにおいて、市と市民等がそれぞれに果たす責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力すること」と本計画では位置づけております。

あわせて、この位置づけに照らしまして、本文中で「協働」と記載していた部分につきまして、「市民参加と協働」と置きかえることが適当と判断される部分につきまして、黄色いマーカーをつけたとおり、修正を行っております。

以上が、前回ご説明した計画案からの主な変更点となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の審議会にて、意見の有無について答申をいただきましたら、3月末の策定及び4月1日の公表を予定しております。

以上で、第2次札幌市都市計画マスタープランの策定についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第21号の札幌市立地適正化計画の策定についてご説明させていただきます。

最初に、本日お配りした資料についてです。

都市計画マスタープランと同様、事前送付させていただきました3月2日時点の計画書からの修正箇所には黄色いマーカーで印をつけて、改めて計画書を配付させていただきました。

なお、都市計画マスタープランと同様、2日時点からの修正箇所につきましては、主に文言修正や注釈の追記となっております。

本日は、きょうお配りした9日時点の計画書を用いてご説明させていただきます。

本案件につきましては、マスタープランと同様に、昨年度より審議会にて関連説明案件としてご説明してまいりました札幌市立地適正化計画を、今月末に策定する予定であることから、その最終案をご説明するものでございます。

立地適正化計画は、都市計画決定事項ではございませんが、計画の策定・変更の際には、都市計画審議会の意見を聞くことが都市再生特別措置法に規定されておりますので、今回、意見聴取案件として、審議会のご意見をお聞きするものでございます。

なお、今年度の審議会におきまして、その都度、内容をご報告させていただいており、最終案につきましても、計画の構成や方向性に変更がないことから、前回ご報告した計画案からの主な変更点についてご説明し、計画全体のご説明は割愛させていただきます。

また、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの内容を引用している部分がございますので、マスタープランにおいて変更した内容につきましては、立地適正化計画においてもあわせて変更しております。

それでは、議案第21号の「札幌市立地適正化計画の策定について」と書かれた冊子の68ページをごらんください。

前回の審議会においてご説明した計画案については、都市計画マスタープランと同様、平成28年1月12日火曜日から2月10日水曜日までの30日間において、パブリックコメント及びキッズコメントを実施いたしました。

パブリックコメントの結果につきましては、意見の提出者数が13名、提出された意見の数が36件となっております。69ページ以降に掲載している表には、いただいたご意見の概要とあわせて、意見に対する札幌市の考え方と、案の修正を行ったものにつきましてはその内容を記載しております。

計画案に修正を加えたものの中から幾つか抜粋してご説明いたします。

まず、69ページの1の意見をごらんください。

「地区計画制度と立地適正化計画制度の違いがよくわからない」というご意見でございました。

立地適正化計画制度は、これまでの都市計画制度のように、土地利用の規制を行うものではなく、届出制度の運用や施設整備に対する支援措置によって、住宅や生活利便施設などを一定の区域に緩やかに誘導することを目指すものであることがわかるよう、本文の表現を一部修正しております。

続きまして、2は、「立地適正化計画と都市計画マスタープランを集約したほうが読みやすいのではないか」という内容のご意見でございます。

本市としましては、この二つの計画は、密接に関係するものの、根拠法が異なることから、別冊として整理することといたしました。なお、二つの計画の関係性をわかりやすくすべきという前回の審議会におけるご指摘も踏まえまして、二つの計画の関係性につきまして、64ページに説明資料を追加いたしました。

次に、72ページの15のご意見をごらんください。

「コンパクト・シティ化は理解できるが、郊外に住みたい住民の希望をどう捉えているのか」というものでございます。

本市が目指す「コンパクトな都市」につきましては、都市計画マスタープランの説明の繰り返しになりますが、再度ご説明いたします。

そちらにありますように、本市では、今後、人口減少が予測されるものの、おおむね20年後も市街地の人口密度が維持される見込みであることから、市街地の範囲は現状の市街化区域とすることを前提としております。その上で、それぞれの住宅地において、日常的な生活利便施設が立地し、都心や地域交流拠点では、多くの人が利用する公共施設や商業・医療機能などの集積を図るほか、バスネットワークの維持改善や公共交通機関の乗り継ぎ

のしやすさを確保していく考えであります。

このような基本的な考え方によりまして、今後も、自然と調和したゆとりある郊外や利便性の高い都心や地下鉄駅周辺など、地域特性に応じた居住環境を形成していきたいと考えております。

続きまして、75ページの31の意見をごらんください。

「区域の設定の仕方について明確な記載がない」という内容でございます。

本市では、集合型居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に当たっては、現在の土地利用状況や地下鉄駅などからの近接性のほか、用途地域や高度地区の指定状況なども勘案した上で設定しており、各誘導区域の設定方法について47ページに追記しました。

続きまして、事前送付時点では集計中だったために記載していなかったキッズコメントの結果を76ページに掲載しておりますので、ごらんください。

意見提出者数が63名、提出された意見の数が96件となっております。

なお、キッズコメントの概要につきましては、77ページから78ページに掲載しております。

これらの意見につきましては、「施設や人を集めることで住環境が悪化するのではないか」という心配をする意見も一部ありましたが、計画内容に賛同する趣旨の意見が多く見られております。

抜粋となりますが、市民意見の概要、本市の考え方及び修正の内容につきましては、以上となります。

続きまして、パブリックコメントにかかわる修正以外の変更点についてご説明いたします。

議案書の40ページをごらんください。

前回の審議会で、「日常生活を支える利便機能について、表現がわかりにくい」というご指摘を受けまして、都市機能誘導区域の基本的な考え方の前段に、「都市機能誘導区域は内側に定めるものであること」、「特定の施設を誘導施設に位置づけることは、今後はその施設を基本的に都市機能誘導区域に集約していくこと」という記述を加筆いたしました。

また、都市機能誘導の考え方をよりわかりやすくするため、本計画で用いる「集約」とは、「特定の区域に施設を集めること」であり、「集積」と使い分けていることを追記しております。

日常生活を支える利便施設は、本市においては、今後、20年間は、人口密度がおおむね維持される見込みであることから、市街化区域全体において立地を図っていくべきであり、都市機能誘導区域に集約することを意味する誘導施設への設定は基本的に適さないと考えていることがわかるよう、本文の表現を一部修正しました。

次に、43ページをごらんください。

前回の審議会におきまして、「都市の魅力を高める都市機能」について、「都市計画の

立場から支援していくということをもっと強調したほうがよい」というご意見を受けまして、「本計画において、MICE関連施設や高機能オフィスビルを誘導施設に設定し、都心への集約を図っていくことは、都市ブランド創造戦略を支えるにあたって効果的である」と、表現を修正いたしました。

次に、46ページの下段の注釈をごらんください。

前回の審議会で計画案をご報告した際、高機能オフィスビルを法定の誘導施設と位置づけるか、あるいは、任意の誘導施設とするか、検討中であることをお伝えしておりました。国との調整の末、本市が任意で定める誘導施設として位置づけることとなりましたので、注4に追記いたしました。

次に、80ページをごらんください。

集合型居住誘導区域・詳細図についてです。

図面の再確認を行ったところ、集合型居住誘導区域について、北18条駅付近の図を作成する際に齟齬があったことがわかり、緑色の枠線で囲っている部分を加える修正をいたしました。なお、図面作成上の単純な線引きの間違いであるため、区域の設定の考え方や面積に変更はありません。

以上が前回の審議会からの主な変更点となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の審議会にて意見の有無を答申いただきましたら、計画書の製本に向けた最終調整、校正を経て、3月末に策定いたします。そして、約4カ月間の周知期間を設けた後、平成28年8月1日より届出制度を運用する予定としております。

以上で、札幌市立地適正化計画の策定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●高野会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいまの説明についての補足的なご説明を小林部会長から頂戴したいと思います。

●小林部会長 小林でございます。

幾つか申し上げたいと思います。

一つは、前にお話ししたことの繰り返しになるかもしれませんが、政令市で都市計画マスタープランと立地適正化計画、そして、これからご審議なさる再開発方針をあわせて、ほぼ同時期につくり上げている都市は札幌市以外にありません。大きな都市において、個別の再開発を、そして、長期的な視点により都市をどうするか、また、官と民が連携しながら日常生活あるいは都市のよりすぐれた性能や機能を表出していくためにはどうすればいいかという立地適正化計画をあわせて組み立て、それに皆さんのご意見を加えてきましたが、このように同時に行うことは、札幌市としても、多分、今後50年ぐらいいはないので

はないかと思います。そういう意味で、皆さんの意見を反映しながらこういう形にまとめたことは、札幌市にとっての財産だと思います。

札幌市は、最初の都市計画マスタープランを平成16年につくりました。そのとき既に、日本の人口を予測するシミュレーションでは、将来にわたって人口が減っていくので、これまでの高度成長期に対応した都市計画ではない方針を持つべきだと客観的に言われておりました。しかし、それぞれの自治体の首長は、自分のまちの人口が減る、産業が衰退することに非常に嫌悪感を持っていらっしゃいました。しかし、その中で、札幌市が「コンパクト・シティ」というキーワードで平成16年に都市計画マスタープランをつくったことは、全国の中で高く評価されていることをご理解ください。

そして、2012年には日本の人口がピークを過ぎて、人口減になっていきます。そうすると、大きな都市も含めて、これから人口減少、少子高齢化にどういふふうに向かっているのかについて、市民や企業の方々を含め、リアルに感じ始めたわけです。それを背景にしながらつくっているのが札幌市の第2次都市計画マスタープランということです。

それから、都市計画とは、道路や公園や種々の公共施設について、どういう場所に、どの規模でつくるのが適切かをメインに考えるものです。ところが、先ほど申し上げましたように、小泉内閣のときに人口減少を前提にしながら、あるいは、日本の力が弱くなってきたということを前提にしながら、都市再生という言葉を使ってきました。そして、都市再生を進めていくため、都市再生特別措置法をつくりました。これは、官だけではなく、民間の力も加えながら、人口減少・高齢化する都市に対応するすべや考え方のほか、あるいは、具体的にどこでそういうことが必要なのかを考える必要が出てきたわけですが、その都市再生特別措置法にのっとってつくっているのが立地適正化計画です。

この立地適正化計画と都市計画マスタープランをあわせてやっている政令市は、札幌市だけです。

先月、全国の都市計画を議論する研究者と実務者の会議があり、札幌市がこの内容について説明しました。全国のモデルとして、極めて高い評価、あるいは、位置づけになって、国からは、札幌市にはさらに全国のモデルになるような、あるいは、世界のモデルになるようなことを期待したいというアドバイスやコメントがあったこともつけ加えたいと思います。

立地適正化計画で日常の生活をより住みやすく、あるいは、新しい社会により見合った都市に置きかえていかなければなりません、そのための都市再開発法があります。この法律を札幌市のどこでどんなふうに応用して、これからの皆さんの生活や活動を支えていくのかを組み立てているのが、これからご議論なさる都市再開発方針になります。

こうしたことから、庁内や審議会、市民のご意見も加えながら、これらを合わせて組み立ててきたのは、全国の中でも画期的だと思います。

ただ、大事なことは、つくるときに一生懸命考えるのが日本のやり方ですが、つくるこ

とが目的ではなく、実施することが目的なわけです。そして、そのとき、庁内でなかなかつき合うことのなかった部局が膝を突き合わせていかなければなりません。例えば、住宅政策の担当と福祉政策の担当が日常的に議論することは今までの行政ではなかったことです。でも、それをやらないと、先ほどの立地適正化計画を推進していくことにはなりません。

そういう意味で、これから、これができ上がって、新年度になって以降も、庁内の連携、住民や企業を巻き込みながら、これをいかに推進していくか、繰り返し検討していただきたいと思います。

そして、2030年に新幹線が来ます。そして、2026年にオリンピックを招致しようと考えています。そこで、2030年や2026年を目途に、大きく変わる、あるいは、変えなければいけないという実感が、企業も含めて、皆様に出てくると思います。そうすると、今の時点で都市計画マスタープランができたから、これに固執して20年間頑張るという状態は必ずしもよろしくありません。そして、少子高齢化の課題ももっと多様に出てきます。

ですから、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針について、庁内での議論、市民・企業を交えての議論を踏まえながら、こまめに見直しをして、より意味のあるものにしていくこともぜひ継続していただきたいと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局と小林部会長からご説明がありましたが、都市計画マスタープランと立地適正化計画について議論を一緒にしてまいりたいと思います。

両案件は、繰り返しになりますが、札幌市に対して意見を付すかどうかを議論していただけます。それについては皆さん方のご質疑がある程度終えた段階でお諮りしようと思えますので、まずは、ただいまのご説明についてご質問を頂戴できればと思います。

どちらの議案についても結構でございますが、いかがでしょうか。

●名本委員 市民委員の名本でございます。

大変な計画を取りまとめられ、ご苦労さまでした。

実は、前回の審議会でも都市マスに関して1点お願いしたことがございます。それは、先ほどご説明がありました都心のまちづくりの部分です。

そのときのご回答にもありましたけれども、都心まちづくり計画を検討中なので、その検討結果を次回に反映しますということでした。先ほどのご説明の趣旨でいいますと、まだ進行中なので、今回は大きな方針について記載したということでしたが、中身が前回と全く違う内容になっているので、資料をいただいてびっくりいたしました。

それに関して、何点かお願いします。

まず、パブリックコメントとの関係についてです。タイムラグがあると思うのですが、前回の審議会以降にパブリックコメントを行ったと思うのですが、こういう

形で中身が全く変わりますと、果たしてパブリックコメントの優位性があるのかということに疑問を覚えます。

そして、もう一点は、先ほど部会長からもご説明がありましたけれども、新幹線等のインパクトを受けとめた都心づくりみたいな書き方がこの中では一切されておられませんし、交通に関しても記載が余りありません。基本的に、アイウエの項目そのものの言葉が、前回と全く違います。そして、今回は、具体的な地区名や施策名も入っていません。逆に新たにつけ加えられたこともあります。そうしなければなかった経緯についてご説明をいただきたいと思います。

そして、もしできることであれば、前回の案なり、もしくは、都心まちづくり計画の中で具体化したキーワードをこの中に入れていただきたいことをお願いいたします。

2点目は、立地適正化計画について、何点か申し上げます。

まず、1点目は、先ほど区域設定に関してご回答がございましたけれども、「高度地区」を「33m高度地区」の境界線と明記されたほうがわかりやすいのではないかと思います。ただ、もしそうでなければ、私の見間違いでございますので、修正していただければと思います。

そして、今回の立地適正化計画における集合型居住誘導区域は札幌市独自の考え方だと思いますけれども、集合型の住宅を誘導する具体的な方策としてどのようなことが考えられるのでしょうか。

届出は、あくまでも今後の参考データとして使うということですよ。この中にもありますけれども、国が都市再生整備計画で言っている勧告や支援というようなものを、誘導するための方策としてお考えになっているのでしょうか。もしそうであれば、その辺を記載していただきたいと思います。

そして、計画書に図面も載っておりますけれども、これはどういうふうに一般市民に公開されるのでしょうか。用途地域みたいに都市計画図として印刷されるのか、もしくは、別の資料にされるのでしょうか。というのは、自分の住んでいるところがこの区域に該当する場合、届出しなければならないのかどうかは市民の方にはわかりづらいと思います。

そして、2点目は、前回、どなたからかご質問があったかもしれませんが、42ページにある都市機能誘導区域において、「各地域の魅力を高める都市機能となる高次な医療・福祉・商業施設等」を誘導施設に含めるために、誰が何をどういうふうにしなければならないかがわかれば、教えていただきたいと思います。

キッズコメントの中でも、医療・福祉・商業施設等が駅前地区に集積されることは非常に望ましいというご意見もありますので、この辺の考え方があれば教えていただきたいと思います。

あわせて、これらの施設に適用可能な特例措置としてどういうものがあるのかを教えてくださいたいと思います。

最後に、都市機能誘導区域外にある既存施設、例えば、46ページの図書館、体育館、区

保育子育て支援センターについて、今後、都市機能誘導区域に集約していくのだというご説明があったと思うのですが、これはつまり、体育館、図書館、保育施設みたいなものは建替え時に合わせて駅周辺に集約していくと理解してよろしいのかどうかを確認させていただきたいと思います。

●高野会長 まず、都市マスについて、都心まちづくり計画との関係についてお願いいたします。

●村瀬都市計画課長 まず、一つ目の都心の部分について、前回ご説明したのから変わっていることについてです。

基本的な考え方は変わっておりませんが、前は具体的な記述があったため、そういうふう感じられた部分があるかと思います。ただ、都心においては、アイウエとありますように、この考え方を基本にこれから進めていくのだということについて、前回の資料では表現は違うのですが、そういう考え方を根底に持ちつつ、具体的なことも含めて書いておりました。

このたび、都心まちづくり計画を策定していて、パブリックコメント中ではありますが、基本的な考え方を都市計画マスタープランに盛り込んで、それを具体化あるいは詳細化したものにつきましては、全て都心まちづくり計画の中に盛り込むことがよかろう、そういう役割分担がいいだろうということで、我々が内部で検討・調整しまして、こういうふうになりました。

ですから、都市計画マスタープランに書いていないからといって進められないということではなく、逆に、都心まちづくり計画で詳細化したものを案としてまとめ、まさに今、3月23日までパブリックコメントをしておりますので、その都心まちづくり計画を踏まえて、都心の取組を進めていきます。

次に、二つ目の居住誘導区域の「区域の分け方」についてです。

必ずしも33m高度地区になっているところが居住誘導区域ということではなく、45m高度地区のところもあります。ただ、33m高度地区全てが居住誘導区域になっているかも確認して、もしもっとよい表現ができるのであれば、製本の際にはそういう表現にしたいと思います。

それから、三つ目の集合型居住誘導区域における具体的な施策についてです。

立地適正化計画の50ページをごらんください。

こちらに、「集合型居住誘導区域における取組」を記載しております。その中で、例えば、50ページの中段に「都心・地域交流拠点・その他の拠点における共通の取組」があり、菱形の一つ目ですが、「拠点の特性に応じた都市機能の集積」ということで、「都市開発制度や各種支援制度を活用して、都市機能の集積を図る」とあります。

ここでは、商業・医療機能等の都市機能の集積が図られることにより、間接的に民間に

よる居住機能の集積を期待することがありますし、再開発を行う際に、その建物が必ずしも福祉施設だけの建物となるわけではなく、共同住宅をあわせて整備するというケースもあろうかと思しますので、そういったことから居住機能を誘導することになります。

また、二つ下にありますとおり、「個々の取組を誘導する指針づくり」ということで、こちらは拠点についてとなります。例えば、真駒内につきましては、計画づくりを行うことを記載しましたが、それ以外の地域におきましても、真駒内地域のように、指針づくりや計画づくりの中で、その土地利用計画として、商業や医療の都市機能に加え、居住機能による土地利用も考えていくということにしております。

次に、四つ目の居住誘導区域と都市機能誘導区域の公開についてです。

通常、用途地域などの規制につきましては、市役所にあります閲覧システムにより誰もが自由に見られるのですけれども、そこに区域も載せます。また、ホームページでも用途地域を調べられるようになっておりますので、そちらにも載せます。また、届出を行うのは、通常、市民の方というよりも事業者となりますので、事業者の方々には、事業者団体を通じて、届出する区域の周知を行いたいと考えております。

ここで、立地適正化計画の42ページごらんください。

「地域の魅力を高める都市機能」の中で「高度な専門性を備えた施設」等とありますが、例えば、病院でいえば、高度な医療施設とはどういうものかということです。我々も保健福祉局と議論をしてきましたし、国とも打ち合わせをしておりますが、今のところ、定義づけられたものはありません。それでは、どうすればこれが「高度な医療施設」になるかということ、一番わかりやすいのは、「こういったものは、普通の医療施設よりも高度な医療施設として捉えることができる」というように法律や技術指針等で規定されれば、それを準用して位置づけをすることが可能かと思えます。

次に、最後から二つ目の質問を聞き漏らしましたので、こちらについてはもう一度お願いしたいと思います。

最後に、公共施設である図書館や体育館などを今後建替える際は都市機能誘導区域に立地するのかについてです。

基本的な考え方としてはそうなりますが、個々の事情がございます。例えば、体育館の場合は、広い土地を必要としますので、今の土地ではなく、地域交流拠点でそれだけの土地が確保できるかということも出てきます。そこで、検討は必ずしもすけれども、結果的に同じ場所での建替えになるという可能性は、なくはありません。ただし、目指すべき方向性として、そのように考えるということでございます。

それでは、恐れ入りますけれども、最後から二つ目の質問をもう一度お願いできればと思います。

●名本委員 私も勉強不足で申しわけないのですけれども、最後の公共施設についてはいいですね。

最後から二つ目というのは、各地域の魅力を高める都市機能について、例えば、都市再生特別措置法で言われているような誘導施設に医療、福祉、商業というものを含めるためには、具体的な計画をつくらなければだめだというニュアンスで42ページを読み込んだのです。ですから、「地域の魅力を高める都市機能」について、どこまでいけば誘導施設になるのかがよくわからなかったのです。

そして、それを誘導するための適用可能な特例措置についてです。例えば、容積率まではいかないのでしょうかけれども、そういったものの緩和のほか、税制措置として、固定資産税の免除など、誘導するための施策としてどんなものがあるのかを教えてくださいという趣旨です。

●村瀬都市計画課長 まず、42ページの「地域の魅力を高める都市機能」についてです。

ここは、悩ましく、まだ整理されておらず、先ほど小林部会長からも、計画を随時見直していくべきだというご指摘がありましたとおり、まさにここは今後の話となります。

ただ、医療、福祉、商業について、日常的に利用するものは市街化区域全体で立地が図られるべきだということを、前のページ等でもご説明しております。ここでは、医療、福祉、商業等の「多くの人が利用する施設」について検討したいということです。

こうした施設を位置づける際には二つの方法があります。今、17カ所と都心を含め、18カ所の誘導区域を定めておりますけれども、18カ所に共通した多くの人が集まる施設として位置づけるものが整理できればいいのですが、先ほどご説明したように、地域ごとにまちづくり指針やまちづくり計画を策定していく中でそういった施設が特定できれば、その計画に位置づけ、更に立地適正化計画を変更して位置づけるという作業になると想定しております。

それから、誘導施設になった場合、全ての誘導施設とは限りませんが、国からの補助制度があります。ただ、税制措置についてはございません。それから、都市計画につきましては、国の方向性として、規制緩和の考え方も示されておりますので、そうした制度の運用で対応することになろうかと考えております。

●高野会長 最初の都心まちづくり計画への入れ込み方についてですが、都心については担当部局でいろいろな議論がなされておりますが、これについてはご了承いただけますか。

●名本委員 先ほどお願いしたことで、3月末にそちらの計画が決まり、載せられるものがあれば載せていただけると理解いたしました。

あとは、ご説明内容でわかりました。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、水澤委員、お願いいたします。

●水澤委員 市民委員の水澤です。

資料が非常に引き締まり、無駄な内容がなく、驚きました。

ただ、1点だけ申し上げます。

直したらどうかと思うところが一つございます。

マスタープランの3ページに、「具体的な都市計画との関係」の中の2行目の後ろのほうですが、「都市計画制度によらない都市づくりの取組においても」という表現がありますが、都市計画の話をしているにもかかわらず、「都市計画制度によらない」とは一体何事かと疑問に思いました。ただ、立地適正化計画の3ページの真ん中あたりに記述されている「立地適正化計画の趣旨」を読んでみましたら、理解できました。

そう考えると、このように直したらどうかという意見です。

「都市計画によらない」ではなく、「用途地域や地区計画などによる建物の規制を行う都市計画制度だけではなく、今回の立地適正化計画による住宅や生活利便施設等を一定の区域に誘導する都市づくりの取組においても」というように、言葉を補ったほうがいいのではないかと思います。「都市計画制度によらない」としなければ、都市計画のはずなのに、という疑問を持たれませんし、なおかつ、新しく誘導する考え方を今回取り入れたところが画期的なのだというところがあるのではないかと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

確かに、「都市計画制度によらない」というだけの表現だとわかりにくいのだと思いますが、今のご意見についてはいかがですか。

●村瀬都市計画課長 製本に向けて最後に見直して、「てにをは」を直す部分もあるかと思いますが、今のご指摘も踏まえて、適切な表現にしたいと思います。

●高野会長 それでは、齋藤委員、お願いいたします。

●齋藤委員 市民委員の齋藤です。

マスタープランに関して、二つの項目について申し上げます。

一つは、37ページの都心に関する記述です。

「世界が注目する都心強化推進に関する項目」の「国内外からヒト・モノ・投資を呼び込む都市ブランドの確立」について、雇用創出に向けて、基盤整備など、1月にいただいた計画書から見てかなり広い概念で書き込まれており、非常に力強いという印象を持ちました。

それから、みどりの項目に関しても、「札幌らしい豊かなみどり」ということで、キーワードとしてはいいのだろうと思いました。

先ほどの名本委員からのご質問に対するお答えでわかったのですが、一応、確認です。

前の資料にございました「都心と高速道路のアクセス強化」が抜けていることについては、個別具体的なことは書かないということでもいいのかどうかです。

また、2点目は、前にも質問したのですが、都心居住がふえる中での居住空間としての都心の整備に対する書き込みがなかった気がしたのですが、「魅力的なライフスタイルの実現」ということで示されていると理解してよいのでしょうか。

また、45ページの郊外や住宅の話についてです。

先ほどは都心の強化ということで、いかに人口減にあらがいながら雇用をふやそうかということですがけれども、一方で、人口推計ほど当たる将来見通しはないと言われる中、20年後には就業可能人口が20万人ぐらい減ることが書かれておりましたけれども、率にして17%ですね。地域によってはもっと減るところが出てくるわけで、当然、財源も減ってくるのですが、心配なのは一部の郊外住宅地ではないかと思うのです。

そこで、書きぶりとして、要は、「現状の居住環境の維持・向上を図る」と言い切ってしまうのは無理があるのではないかということです。さほど人口が減らない、10年レンジのスパンでの考え方ではよいかとは思いますが、20年ベースの都市マスであれば、居住区域の緩やかな誘導など、「コンパクトな都市」の概念適用に関して、頭出しぐらいは必要かなという気がしますが、ご意見を伺いたいと思います。

●高野会長 以上、2点についていかがですか。

●村瀬都市計画課長 まず、都心のアクセスについてです。

今パブリックコメントを行っている都心まちづくり計画において、その部分の記載がありますので、先ほど説明したとおり、大枠と個別詳細化という役割分担で今回は整理いたしました。

そして、都心居住については、ご指摘のとおり、「ライフスタイル」ということで、特に創成川以東の居住空間の形成を示しているということでございます。

最後に、45ページについてです。

札幌市の人口がこれから少しずつ減っていきますが、居住密度はそれほど落ちないので、今の市街化区域全体で支えていこうと考えております。ただし、古い住宅地においては人口減少が少し加速しますが、そこにおいて、生活環境を維持することは理解できるけれども、さらに向上することが本当に可能なのかということかと思えます。

こちらについては、確かに難しい部分があります。以前にもご説明したと思いますが、人口増加を見据え、市街地をつくり、交通機関や便利施設を配置してまちをつくってきました。しかし、人口が減っていき、空き地や空き家ができたり、お店が減り、生活利便性が低下してきております。その中で向上させるためにどういうことができるのかということですが、これはまさに日本全体の問題であり、処方箋というか、こうしたらこういうこ

とができるというものはまだ見いだせておりません。

特に、都市計画制度は人口増加を前提とした制度であり、人口減少を前提とした都市づくりやまちづくりの制度が、まだ必ずしも確かなものとなっております。ただし、我々が都市マスや立地適正化計画を検討する上で考えたのは、そのように人口が減少して、いろいろな機能が多少落ちるかもしれませんが、そうであっても、そういった中で暮らしに価値観を求め、例えば、空き地や空き家が出たとしても地域でうまく活用するなど、右肩下がりでも今とは違う形の市街地や暮らし方があるのではないかということです。

ただ、具体的に何だということはまだありませんが、我々の意思として、そういうことを目指していくべきではないかという意味も込めまして、まとめたところでございます。

●高野会長 今のところですが、一つ上の文章では、「維持・向上に向けた総合的な取組を検討します」という方針を示しているのに対し、その次の文章では「維持・向上を図ります」と言い切りになっておりますので、表現の工夫もあるのかもしれませんが。

●齋藤委員 非常に難しい課題に取り組まれるということですが、よろしく願いいたします。

とりわけ、今後10年ぐらいは余り大きく減らない猶予期間で、この間に本当に真剣に考えなくてはならないという思いを共有できればと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見やご質問はございませんか。

●小形委員 市議会議員の小形です。

今の45ページの郊外住宅地のことについてです。

ここにも書かれておりますけれども、地域で学校が果たす役割は本当に重要になってきますし、「コミュニティの拠点」と記載されておりますとおり、本当にそうなるとうとうと思っております。

ところが、教育委員会で、「適正」や「あり方」という言葉が出たとき、ちょっと注意が必要で、必ずしも学校を維持することを示さないことがあるわけです。学校の「施設」は維持されるのかもしれませんが、その本来の主人公である小学生や中学生が、つまり、子育てしている世帯が、その郊外地から離れてしまうことを懸念しています。

前に、この審議会で質問しましたら、教育環境のことについては教育委員会が決めることだというふうにおっしゃったと記憶しているのです。そうなのかもしれないとも思うのですが、郊外地に住む子育て世帯がそのような事情で住み続けられなくなるのは、都市計画マスタープランが描こうとしているまちの姿とは違うものになってしまうのではないかと思うのです。

そこで、先ほどの委員のご質問とも関連するのですが、人口減少の中で、札幌市として維持・向上という意味を示したいということでしたが、希望する子育て世帯が郊外地に住み続けられるようなことを描き、表現されてはどうかと思いますし、それが維持・向上を図るとおっしゃった具体的な方法の一つではないかと思っております。

どこのページかは忘れましたけれども、新しく黄色い枠でつけ加えられたところに、「市の各部局内での連携を強めます」というようなことがあったかと思いますが、そこも関係する話ではないかと思ったので、発言させていただきました。

●高野会長 この点については、以前にも同じようなご趣旨の発言を頂戴しておりますが、いかがですか。

●村瀬都市計画課長 前回と同じような話になるかもしれませんが、庁内連携では、当然ながら、教育委員会とも連携・調整していくこととなります。小学校を複合化するということから、教育委員会との連携・調整なしにできることではありません。

ただ、委員の今の発言の趣旨は、小学校の建物についてではなく、小学校を統廃合すべきではないという考えだと捉えました。

こちらについては2点があると思います。

1点目は、仮に、児童の数が少なく、教育委員会として教育環境上問題があるとする二つの小学校があり、統合を検討しますといった場合、その二つの小学校には課題があることとなります。一方で、地域の人と話し合っただけでどうするかを決めるわけですから、最終的には、地域の人との合意のもと、こちらの学校に統合するという事になった場合、その統合校の教育環境は向上することとなります。

これについては、我々も教育委員会と連携・調整しながら今後とも進めてまいりたいと思います。

●高野会長 よろしいですか。

●小形委員 はい。

●高野会長 ほかにいかがですか。

●飯島委員 市議会議員の飯島でございます。

先ほどの名本委員の質問に関連した質問です。

冒頭の小林部会長のお話の中で、計画をつくるまではいいのだけれども、その後、計画の実効性を実際にあらしめるため、これからも議論していき、仕組みをつくっていかねばならないということがありましたが、これはもっともだと思っております。

きょうも名本委員からお話がありましたけれども、ここ数回の審議会の中でも、具体的な誘導策についての疑問があったと思うのです。先ほどのお答えとしては、再開発等については国の補助が出ますということでしたが、税制については特段ありませんということでした。

そこで、まず一つお聞きしたいのは、税制当局とお話をされて、そういう断言をされておられるのでしょうか。それとも、現時点の都市計画の中でのお話として、考えていないというようなことなのか、確認させていただきたいと思います。

企業の誘致も含めて、固定資産税の減免をよくしますし、私は専門ではないのでわかりませんが、東京では、昭和60年代後半か平成の頭ぐらいに、都心部がかなり過密化し、郊外に誘導するとき、そういった税制的な誘導策を行ったと記憶しているのです。

国立社会保障・人口問題研究所の試算等によれば、2060年には、札幌市の人口が140万人ぐらいまで減ってくるということですから、相当しっかりした誘導策をとらないと、いろいろな都市機能や市民生活は維持できないのではないかと強い危機感を持った中で策定する計画だとすれば、各委員からも出ておりますけれども、具体的な実効性ある誘導策とは何なのかに対する答え方としては弱いのではないかと思いますので、改めて見解をお聞きしたいと思います。

●高野会長 お願いいたします。

●村瀬都市計画課長 大変申しわけありませんでした。

税制については、まず、先ほど小林部会長からもお話があった都市再生という枠組みの中で、特定都市再生緊急整備地域の中で一定の条件を満たした民間ビルにつきましては、所得税等の減免措置があります。ただ、これは、立地適正化計画というよりは、都市再生緊急整備地域の制度でございます。

一方で、立地適正化計画の都市機能誘導区域の誘導施設にかかわる特例措置として、一定の基準を満たした開発に対して、固定資産税について軽減措置があるということでございます。

訂正いたします。申しわけありませんでした。

先ほどはないとお話しいたしましたが、一定の基準を満たせばあるということです。

それから、具体的な誘導策についてももう少し示すべきではないかというご意見についてです。

先ほど小林部会長からありましたように、これをつくった後はどうするかということですが、我々も現在、制度づくりに着手しておりますので、こうしたいということがあれば、いろいろな機会を通じてご説明したいと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにかがでございますか。

●日沖委員 市民委員の日沖です。

都市マスの63ページについてです。

高次機能交流拠点として12カ所が位置づけられておりますが、この中に中島公園の付近がないのです。私のように音楽をなりわいとしているものは、芸術といえばKitaraなのです。あのあたりにはほかにも会館がありますし、スポーツセンターもありますが、中島公園周辺がない理由をお知らせください。

●高野会長 お願いいたします。

●村瀬都市計画課長 12カ所の高次機能交流拠点につきましては、上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンで位置づけられたものを、都市計画マスタープランでも踏襲しております。ここに載っておりますように、産業、観光、文化芸術、スポーツなど、より高い機能を持っているところを12カ所位置づけております。

一方、中島公園についてでございますが、確かに、公園だけではなく、ホールもあります。こちらは、上位計画、高次機能交流拠点には位置づけられておりませんが、中島公園とその周辺については、札幌の大事な財産・資源として活用していくため、都心の南端部に位置づけております。

さらに、都市計画マスタープランの36ページをごらんください。

図4-2と表4-1に「すすきの・中島公園周辺地区」として、都心まちづくりの中でも考えていくべきだということを盛り込んでおります。

このように、高次機能交流拠点には、上位計画との関係上、位置づけておりませんが、大事にしていくという考えは持っております。

●日沖委員 同じような質問です。

議案第21号の43ページのところにある米印の39に「ホール3館体制」とあり、この中にもKitaraがないのです。中島公園なので、都心に集約することではないと思いますが、ここにKitaraを入れるわけにはいかないのですか。

●村瀬都市計画課長 ホール3館体制というのは、「札幌市文化芸術基本計画」で3館を維持していくことが位置づけられているということからのものです。市民交流プラザというのは、北1条西1丁目に再開発で整備している大規模なホールで、そして、教育文化会館、市民ホールということで、市民を含め、いろいろな方々が利用するホールとなります。一方、Kitaraは音楽ホールという特殊なものでございますので、性格が違います。

ここにKitaraの要素を入れられるのかどうかは、観光文化局との協議が必要になります

ので、協議をしたいというふうに思います。

●高野会長 協議いただくということで、よろしく願いいたします。

開始から1時間30分程度たちました。いろいろなご質疑がありましたが、二つの案件に対して本審議会として意見を付すかどうかの議論を始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 最初の都市計画マスタープランに対し、本審議会として意見を付すことについてですが、今まで、我々のものとして修正や改良を加えてきたのが現実ではないかと思えます。そういう意味では、いろいろな修正点については検討していただくことにして、意見を特段付す必要はないのではないかと考えております。

何かご提案があればお聞きいたしますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 意見を付す必要がないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにいたします。

続きまして、立地適正化計画についてです。

こちらは、都市計画マスタープランと違い、我々の位置関係としては外側にありますが、今までいろいろなご質疑をいただき、それについて、検討や修正をしていただきましたので、これについても特段の意見を付す必要がないのではないかと感じております。

ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、意見を付す必要がないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにいたします。

◎都市再開発方針の見直しについて

●高野会長 次に、諮問案件の審議に入りたいと思います。

議案第1号の「札幌市都市再開発方針の見直し」について、準備ができましたら、担当からご説明願います。

●阿部事業推進担当部長 都市局事業推進担当部長の阿部でございます。

それでは、都市再開発方針(案)についてご説明させていただきます。

最初に、本日お配りいたしました関係資料についてご説明させていただきます。

右上に議案第1号と書いてあるA4判の資料が、今回変更する札幌圏都市計画都市再開発方針の議案書でございます。また、議案第1号関係資料は、パブリックコメントの意見を反映させた「都市再開発方針（案）」本書でございます。

本日は、前回の審議会の繰り返しとなりますが、都市再開発方針（案）本書の内容を簡単に触れさせていただき、続いて、パブリックコメントの結果と前回からの変更点についてご説明させていただきます。

都市再開発方針（案）本書には、議案書に示す都市計画の内容を含んでいるため、今回もこちらに沿ってご説明いたします。

なお、先ほど説明がありましたとおり、立地適正化計画の集合型居住誘導区域の変更に伴い、1号市街地の範囲に若干の訂正があったため、本日は改めて議案第1号の資料をお配りしています。

それでは、本日の説明に入らせていただきます。

前方のスクリーンをごらんください。

本日の説明内容ですが、初めに、1の「再開発方針の概要」、次に、前回の事前説明で質問がございました2の「現再開発方針からの変更点」、3に「パブリックコメントの意見概要と札幌市の考え方」、そして最後に「事前説明からの変更点」についてです。

それでは、1の「都市再開発方針の概要」についてご説明いたします。

都市再開発方針は、市街地における再開発の目標や各種施策を示す再開発の長期的かつ総合的なマスタープランです。まちづくりにおける都市戦略を実現するとともに、都市が抱えるさまざまな課題に対応し、都市の健全な機能更新と価値の向上を目的とし、計画的な再開発を促進することを狙いとして策定するものでございます。

本方針に定めるものとしては、市街化区域の中に、下から、計画的な再開発が必要な市街地として「1号市街地」、重点的に再開発の誘導を図るべき地区として「整備促進地区」、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として「2号地区」の3種類の地区がございます。

本方針では、再開発の目標を三つ掲げてございます。

1点目を「魅力的で活力ある都心の創造」、2点目を「個性あふれ生活を豊かにする拠点の形成」としておりまして、さらに、3点目の「生活の基盤となる持続可能なまちづくりの推進」は、1点目の都心、2点目の拠点をも包含する基本的な目標として構成しております。

続きまして、再開発方針の地区指定についてご説明いたします。

今回の地区指定におきましては、「都市戦略の視点」と「都市改善の視点」の二つの視点から行っております。都市戦略の視点は、公共貢献の誘導により、都市の魅力向上と都市構造の強化を図ることを目的として指定いたします。都市改善の視点は、地域特性に応じた課題や防災課題の解決により、都市機能の更新を図ることを目的として指定いたします。

これは地区指定のフローになりますが、都市戦略の視点で位置づけた1号市街地、整備促進地区、2号地区と、都市改善の視点で位置づけた1号市街地、整備促進地区、2号地区を重ね合わせたものが今回の再開発方針で最終的に位置づける地区の範囲となります。

こちらが都市戦略型の1号市街地、整備促進地区、2号地区の範囲です。

2号地区に、都心地区や地下鉄駅周辺地区を位置づけております。

続きまして、こちらが都市改善型の1号市街地、整備促進地区、2号地区の範囲です。

2号地区には、都心地区のほかに、苗穂駅周辺地区や新さっぽろ駅周辺地区、篠路駅周辺地区を位置づけております。

都市戦略の視点と都市改善の視点、それぞれの視点から指定した地区を重ね合わせたこちらが、1号市街地、整備促進地区、2号地区の位置及び区域となっております。

以上が、前回もご説明しました都市再開発方針の概要でございます。

続きまして、前回ご意見をいただきました現再開発方針と今回見直しを行いました再開発方針の変更点について、立地適正化計画との関係を踏まえ、補足説明させていただきます。

初めに、1号市街地の変更点についてご説明いたします。

現再開発方針では、1号市街地で誘導する再開発を、地域主体のまちづくり活動なども含めた多種多様な手法によるまちづくりを前提として設定していたため、広めの指定となっております。一方、今回の再開発方針では、誘導する手法を、再開発事業などの都市空間整備として1号市街地を設定したため、範囲は現再開発方針より絞っております。

結果、今回の1号市街地は、立地適正化計画における集合型居住誘導区域を基本として、再開発方針の都市改善の視点で大谷地流通業務団地地区とJR白石駅周辺地区、苗穂駅周辺地区の一部を加えた範囲となっております。

続いて、整備促進地区の変更点についてご説明いたします。

現再開発方針では、都市整備上の課題や再開発の機運などを総合的に判断して整備促進地区を位置づけておまして、今回整理した都市改善型の視点と同様に、まちづくりの熟度に応じて指定したものでございます。今回の見直しでは、さらに都市戦略型の視点を追加し、公共貢献に重点を置いて地区指定をしております。

都市戦略の視点では、地域交流拠点、地下鉄駅周辺を新たに位置づけております。

結果、今回の再開発方針における整備促進地区は、立地適正化計画における都市機能誘導区域を基本としながらも、都市戦略の視点で地下鉄駅周辺地区を、都市改善の視点で大谷地流通業務団地地区、苗穂駅周辺地区の一部を追加した区域となっております。

次に、2号地区の変更点でございます。

こちらも、整備促進地区と同様に、現再開発方針では、事業の実現性など、地区の熟度に応じて指定しておりますが、今回はそれに加え、戦略的な視点で地区指定を行い、地下鉄駅周辺を新たに位置づけております。

なお、地下鉄駅周辺の2号地区については、再開発方針独自の範囲設定となっております。

す。

以上が現再開発方針の地区指定と今回見直した再開発方針の地区指定の主な違いとなっております。

続きまして、1月12日から2月10日までの間に実施いたしましたパブリックコメントの意見の概要と札幌市の考え方についてご説明申し上げます。

再開発方針に寄せられた意見は、全部で5件でございました。

内訳としましては、第3章の再開発の基本目標についてが2件、第5章の2号地区の整備方針についてが2件、その他が1件ございました。ここでは、本編の内容にかかわりのある第3章と第5章へ寄せられた意見と札幌市の考え方について、概要を説明させていただきます。

再開発の基本目標に対する意見の1点目は、景観の観点についてです。再開発を実施する際は、周辺地区の生活環境を維持するためにも景観に配慮する必要があるとし、基本目標にその観点を加えるべきという意見でございました。

これに対する札幌市の考え方ですが、景観の観点については、本書の25ページにございます1号市街地の整備方針でも触れておりますが、いただいた意見を参考に、再開発の基本目標にも景観の観点を追加することといたしました。

変更部分につきましては、後ほどご説明いたします。

2点目は、基本目標1に環境配慮型の都市を挙げるのであれば、歩行者のみならず、自転車を意識したネットワークを拡充すべきといった意見でございます。

札幌市におきましては、自転車は、公共交通機関を保管する移動手段として、環境貢献や健康増進に寄与することを期待しております。基本目標に掲げるまちづくりを目指し、歩行者、自転車それぞれが安全に道路を利用できる環境の実現を検討していきたいと考えております。

次に、第5章に対する意見の概要をご説明いたします。

一つ目は、既存建築の活用という観点についての意見でございます。

持続可能な都心をつくるためには、既存建物の価値を生かしたリノベーションを積極的に行う必要があるという意見でございます。

これについての札幌市の考え方ですが、本書の3ページに記載しておりますとおり、再開発の定義には多種多様な手法が含まれており、リノベーションもその一つの手法であるとしております。当意見による変更はございませんが、今後、再開発を進める上では、都心地区に限らず、リノベーションを活用したまちづくりを進めていきたいと考えております。

第5章に関する意見の二つ目は、2号地区の図面に関する意見でございます。

整備方針の文章だけではわかりにくいという指摘を受けたため、これについては、図面に地区計画や再開発実施地区などの範囲を追加しております。

以上が、パブリックコメントの意見の概要と札幌市の考え方でございます。

続きまして、事前説明からの案の修正変更についてご説明させていただきます。

初めに、第3章にあります再開発の基本目標ですが、先ほどご説明いたしましたパブリックコメントの意見を参考に、基本目標3の方向性の二つ目に景観の観点を加え、修正しております。変更後は、「効率的で安定的なエネルギー利用の促進や、緑豊かなオープンスペースの創出など、環境や景観に配慮したまちづくりを推進する」としております。

次に、第5章の2号地区の整備方針でございますが、こちらも、先ほどご説明しましたとおり、パブリックコメントの意見を受けまして、①都心地区、②苗穂駅周辺地区、③新さっぽろ駅周辺地区、④篠路駅周辺地区について、主に記載を追加しております。

スクリーンには、参考に都心地区の整備方針と図面をお示ししておりますが、詳細につきましては、本書27ページに記載しておりますので、そちらをごらんください。

主な地区計画や再開発事業の実施地区のほかにも、地下ネットワークや空中歩廊の整備予定の位置なども記載しております。

次に、第5章の2号地区の区域の変更についてご説明いたします。

前回の案では、スクリーンに示しますとおり、都心の2号地区と地下鉄駅周辺地区の2号地区の範囲を一部重複して指定しておりました。

こうした2号地区の重複を解消するため、今回、都心地区と重複していました地下鉄駅周辺地区のバスセンター前駅、すすきの駅、豊水すすきの駅の区域の一部、図面でいう赤い破線で囲まれた地区ですが、この重複範囲を、地下鉄駅周辺の2号地区から除いております。

続いて、2号地区の新さっぽろについてですが、こちらは、地下鉄駅周辺の新さっぽろ駅が、③の新さっぽろ駅周辺地区の範囲に全て包含されることから、地下鉄駅周辺地区から新さっぽろ駅を除き、参考図として図面を掲載するのみといたしました。

主な変更点は、以上でございます。

なお、これら変更箇所を反映させた都市計画案について、2月19日から3月4日の期間で縦覧を行ったところですが、意見書の提出はありませんでした。

以上をもちまして、札幌圏都市計画都市再開発方針の変更についてご説明を終わらせていただきます。

●高野会長 ありがとうございます。

続きまして、小林部会長からご説明をお願いいたします。

●小林部会長 今回の事務局からのご説明で概略がおわかりだと思います。

以前は、立地適正化計画がなかった時の話ですが、都市計画マスタープランや都市計画の基本的な方針は、都市計画法に基づいて行われるのがメインでした。一方、再開発は、建築物一つ一つの話ですので、建築基準法に基づいて行われることが多かったのです。そうすると、都市計画と再開発がなかなか結びつかない、つまり、建替えをしたいと思います事

業者は、行政に対しては建築指導や再開発のほうに行きます。そうすると、再開発などの窓口等では、都市計画のことを十分理解されているとは思いますが、再開発が起る周辺についてこれからどうするのかの議論が必ずしも十分に行われないうまま再開発が進むこともありました。しかし、今、立地適正化計画のご説明でおわかりのように、これから、少子高齢化になり、今までとは違う産業やなりわいをベースに住民の生活環境を整えるにはどうすればいいかを考える立地適正化計画という、そのエリアをどういうものにするかという二つをつなぐものができました。

これからは、大きな再開発ばかりではなく、身の丈に合った小さな再開発も進むと思います。皆様には、それぞれの地域の動きについて、建築基準法をベースにした建替えや再開発、そして、立地適正化計画、都市計画マスタープランの間で齟齬がないのかを議論していただきたいということです。

そして、庁内の方に対してお願いしたいのは、都市計画部局、建築指導あるいは再開発部局、また、市長政策室も多少は絡みますけれども、そういうところで、地区のこれからのあり方はこうあるべきだというものを常に議論しながら、個別の再開発をより質の高いものにしていただける舞台回しができたので、ぜひ運用していただきたいと思えます。

また、エネルギーの話がちらっと出てきましたけれども、札幌市は、都心部のエネルギーのマスタープランを年度内にまとめるはずで。そうすると、特に都心部で建替え更新や再開発をしていくとき、エネルギーネットワークをどういうふうに結びつけながらやっていくのかが、札幌市にとって、あるいは、市民の税を有効に使うためにはベターなのかということです。

それが、先ほど立地適正化計画の中で出てきた、例えば高機能オフィスです。高機能オフィスというのは、ITが張りめぐらされている、あるいは、エレベーターが速いということばかりではなく、地球環境に負荷をかけないことも一つであります。

ですから、例えば、札幌市の都心にどういうものが整えば、札幌市の中心部に投資してもいいかを外資系の投資会社にヒアリングすると、「グリーンビルディング」と言うのですけれども、環境に配慮した建物であれば、社会に対して意思が明快な企業も誘致できます。つまり、都心部のグリーンビルディング化ということが、高機能オフィスの裏返しになるわけですので、そういうこともこれからは考えなければなりません。

ただ、全ての事業者やビルオーナーの意識が共通かどうかは必ずしも言えません。例えば、一部上場の大きな企業は、そういうものを前提にしながら、いいテナントを集め、札幌市の経済やアクティビティーの向上に貢献してきていますけれども、今まで地場で頑張っていたらっしゃった事業者は、資金のこともあり、そこまではなかなかいきません。でも、札幌市の中心部、あるいは、交流拠点の質をいかに上げていくかというとき、エネルギーと連携しながらやっていくことが社会貢献になる可能性が十分にあるのです。

ですから、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、再開発方針をうまく結びつけ、

質の高いものにしていく絶好のチャンスになったのです。札幌市がこういう方向性を打ち出したので、事業者に対し、こういう方向で考えたらいいのではないか、あるいは、自分たちもこういう住み方をしたいということ、それぞれの場面でご発言いただければありがたいと思います。そして、札幌市では、庁内で横連携をしながら実現していかざるを得ないものは山ほどありますので、そこに皆さんの意見が反映されますし、庁内ではそういう体制を敷いて、質の高いものにするシナリオメイキングと体制の準備ができると思います。

このように、これから、官民が連携し、この内容を実のあるものにしていただければありがたいと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの担当と小林部会長の説明について、ご意見やご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

●小形委員 都心地区以外の1号地区は、結局、地下鉄駅やJR駅周辺になるのだろうと思うのです。しかし、それらの場所では、実際、駅のすぐ近くにオフィスビルはあっても、一つ裏側に入れば戸建住宅などがあるエリアだと思うのです。

ここで、複合型、高度利用の市街地ということで、高度に利用していくことがベースにうたわれているわけですが、ともすると、高度に利用しようという傾向が強過ぎて、周辺の住民の皆様との間でトラブルが起こるということが、これまでもよくあったと思っています。やはり、地域に住む住民の皆さんが一番の主役でありますので、従来の住環境を大きく脅かすことにならないよう、高い建物は抑制すべきではないかという意見を持っております。

また、大きな規模になると、保留床が生まれて、それを何とか売ろうということもありますので、先ほど小林部会長がおっしゃったように、身の丈に合った規模の再開発がこれからは非常に大事になっていくのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきました。

●高野会長 これについても同様の意見がありましたが、コメントがあればとお願いいたします。

●阿部事業推進担当部長 今お話にございましたとおり、特に地下鉄駅周辺についてでございますが、私どももこれから方針を打ち出して進めていく中、現在想定されているのは地下鉄駅とのエレベーターによる接続です。これは、駅周辺の街区だけではなく、その駅を利用する周辺の地区の住民の利便性も高めてもらい、便利な生活を送っていただき、公共交通を利用していただくことも期待しておりますので、その辺については十分に捉えながら進めていきたいと思っております。

また、まちづくりという観点で進めていくエリアにつきましても、皆様と十分にコミュニケーションをとりながら進めていきたいと考えております。

●高野会長 それでは、お願いいたします。

●堀内委員 市民委員の堀内です。

ただいま、地下鉄駅と直結するような再開発と言われたと思うのですが、たしか、5年ぐらい前、栄町駅について要望をしたことがあるのです。ここには交通広場しかないのです。バスがとまり、下は駐輪場です。

ただ、ここは始発駅ですから、ターミナルが必要ではないかと思われます。これからの再開発に向け、要望したいと思ひます。

●高野会長 栄町については、いかがですか。

●阿部事業推進担当部長 たしか、現状として交通広場が整備されていたかと思ひますが、確かに地下鉄駅との接続はまだ十分ではない点があると認識しているところでございます。

今後、地域の状況も捉え、再開発なりまちづくりの機運の状況を見ながら、我々として最大限の支援をしていきたいと思ひます。

●堀内委員 よろしくお願ひいたします。

●高野会長 ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

●名本委員 1点だけ教えてください。

本書の15ページの下段についてです。

前回はほかの委員からご質問があり、お答えがあったかと思ひますが、米印のところ、「その他公共貢献については地区の実情に応じて求めていきます」ということがありますね。「その他公共貢献」とは、先ほどお話にあった地下鉄駅接続におけるエレベーターやエスカレーターの設定以外に何があるのかを教えてくださいたいと思ひます。

例えば、空中回廊やエネルギー対策など、再開発事業で具体的に検討されているものと公共貢献が合致した場合、つけ加えることが可能なのかを教えてくださいたい。

●阿部事業推進担当部長 本書の13ページをごらんください。

公共貢献として私どもで想定しているのは、ここに挙げておりますとおり、再生可能エネルギーの導入や、今お話にありました空中歩廊の整備はもちろん、オープンスペースの創出もござひます。

これについては、札幌市側としての支援を考えた際、財政的な支援も伴いますし、庁内調整が必要になる場面もあろうかと思っておりますけれども、ここに掲げておりますような項目を中心に、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

●名本委員 ありがとうございます。

それでは、関連して申し上げます。

同じく、15ページについてですが、南北線澄川駅以南が地上駅であるために2号地区に該当していないということですね。2号地区というニュアンスで捉えるからおかしいのかもしれませんが、2号地区とは、どちらかというところ、再開発事業を積極的に推進していくべき地区としますと、都市改善型の部分と重複があるものについては、今言った公共貢献が可能になった場合は、地上駅でも2号地区に該当することがあると考えてよろしいでしょうか。

つまり、今言った公共貢献のメニューがそろえば、地上駅の地下鉄駅でも該当することになるかということです。

●阿部事業推進担当部長 委員がおっしゃるとおりでございます。例えば、2号地区として再開発を積極的に支援していくような地区に指定されていない地区におきましても、地元や地域の中で機運が高まれば、その状況に応じて2号地区へ見直しをし、対応していくという考えは持っております。

●高野会長 状況に応じて見直しをするということですが、よろしいでしょうか。

●名本委員 はい。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 もしご意見やご質問等が特段なければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、採決を行います。

都市再開発方針の見直しに係る議案第1号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●高野会長 全員賛成と認めます。

よって、本案について、当審議会として同意することといたします。

それでは、休憩を入れたと思います。

再開は、15時50分といたします。

ここで、小林部会長は、所用により、ご退席となります。

本日は、どうもありがとうございました。

[休 憩]

●高野会長 それでは、時間になりましたので、再開いたします。

◎東北通について

●高野会長 続いて、議案第2号の札幌圏都市計画道路「東北通」について、準備ができましたら、担当からご説明願います。

●佐藤総合交通計画部長 総合交通計画部長の佐藤でございます。

それでは、議案第2号の札幌圏都市計画道路、東北通の変更案につきましてご説明させていただきます。

スクリーンをごらんください。

本日ご説明する内容は、東北通の概要、都市計画変更（案）、まとめの3点でございます。

初めに、東北通の概要についてご説明いたします。

今回変更いたします東北通は、札幌市中心部から南東に約3km離れた箇所でございます。

次に、東北通の都市計画決定についてご説明いたします。

東北通は、起点を南7条・米里通、終点を厚別・滝野公園通とする延長7,770mの道路であり、白石区と豊平区、厚別区と清田区の区界となる都市計画道路でございます。計画幅員は16m、車線数は2車線で都市計画決定されております。

昭和40年に最初の都市計画決定を行った後、昭和62年に現在の延長となり、平成24年に車線数を決定しております。今回変更を行う区間は、赤色で示した区間でございます。この赤色で示した区間は未整備となっており、それ以外の区間はおおむね整備が完了しております。

こちらは、変更区間周辺の拡大図でございます。

今回の変更区間は、図の赤色で示した3号用水線から環状通までの約1,260mで、一部幅員が15.5mの箇所もありますが、おおむね幅員15mの道路となっております。

次に、変更区間の整備状況についてご説明いたします。

今回変更する区間は、緑色で示した一般部と、オレンジ色で示した環状通との交差部の二つに分けられます。一般部は、都市計画幅員16mに対し、現況幅員が15mから15.5mで、0.5mから1m不足しております。環状通との交差部では、右折専用車線を設置するため、幅員20mで都市計画決定されていますが、現況幅員は15.5mで、右折専用車線が設置され

ておらず、未整備となっております。

こちらは、変更区間の一般部の写真でございます。

美園1条2丁目周辺の写真で、奥が郊外方面となっております。現在、2車線の道路が整備されております。

こちらは、環状通との交差部の写真でございます。

交差している道路が環状通で、奥が都心方面となっております。こちらも2車線の道路が整備されております。

続きまして、都市計画変更（案）についてご説明いたします。

まずは、一般部における変更についてご説明いたします。

一般部における変更は、都市計画道路の見直しです。

札幌市では、順次、都市計画道路の整備を進めており、約9割の整備が完了している状況ですが、依然として未着手となっている路線や区間が存在しております。長期未着手の路線では、建築制限が長期化していることから、適切な見直しが必要であるため、平成20年3月に「札幌市都市計画道路の見直し方針」を作成いたしました。

この方針では、見直しを行うための指標や方法を定めており、見直しを検討する対象路線の条件として、「都市計画決定から20年以上が経過している」、「都市計画事業の実施を予定していない」、「国道等の主要幹線道路ではない」という三つの条件を満たす路線を、見直し検討の対象路線としております。

見直し方法としましては、「都市計画の廃止」、「現況の道路に合わせて都市計画区域を変更」、「ほかの道路への振りかえ」がございまして、東北通の今回変更する区間は、昭和40年の都市計画決定から50年が経過し、都市計画事業の実施の予定がなく、主要幹線道路ではないので、見直し対象路線となっております。

見直しの方法としては、現況道路形状へ変更するものでございます。

今回の見直し対象区間は、昭和40年に幅員16mで都市計画決定されましたが、現況幅員は15mから15.5mであり、今後、事業を実施する予定がない状況となっております。

このような状況から、見直し方針に基づき検討を行ったところ、都市計画道路として必要な車線数で整備されており、将来予測される交通量に対応できることや、道路構造令で定められている車道や歩道などの幅員が確保されていることから、都市計画幅員16mを現況幅員15mに合わせて変更いたします。

こちらは、見直し対象区間の断面図です。

青色で示した都市計画幅員16mを、赤色で示した現況幅員15mに変更いたします。

次に、環状通との交差部における変更についてご説明いたします。

環状通との交差部では、朝と夕方の通勤・通学ラッシュの時間帯に最大280mの渋滞が発生しております。

こちらは渋滞中の写真で、手前が環状通となっております。右折専用車線がない片側1車線の道路となっており、前方に右折車がいるため、後方の直進車が通行できずに渋滞が

発生しております。

こちらは、東北通と環状通の交差部を拡大した図面でございます。

環状通との交差部につきましては、昭和40年に幅員16mで決定した後、右折専用車線を設けるため、昭和48年に青色で示した幅員を20mとする都市計画変更がされております。これに対して、現況は灰色で示した幅員15.5mとなっており、都市計画上、整備が完了していない状況でございます。これまでに渋滞対策の実施に向けた交通解析や公安委員会との協議を行った結果、赤色で示した白石区側に約2.5m拡幅し、幅を18mに変更した上で、右折専用車線を整備することとなりました。

こちらは、環状通との交差部における断面図でございます。

整備前の現況道路は、歩道が4m、路肩が0.75m、車道が3mで、片側1車線ずつの計2車線であり、総幅員は15.5mとなっています。整備後の変更案では、歩道が4m、路肩が0.5m、車道が3mの右折専用車線を新設するため、計3車線となり、総幅員は18mとなります。

なお、右折専用車線の整備は、平成30年度以降を予定しております。

最後に、本案件のまとめでございます。

今回の変更内容をまとめますと、緑色で示した一般部では、見直し方針に基づき、幅員を16mから現況の15mに合わせて変更いたします。オレンジ色で示した環状通との交差部では、右折専用車線を設置する整備に向けて、幅員を20mから18mに変更いたします。

最後に、地域説明会と縦覧につきましてご説明いたします。

今回の変更案につきまして、12月14日に、東北通の沿線にある豊園小学校で地域説明会を実施いたしました。説明会の開催に当たりましては、関係地権者約190名へ案内文を郵送し、沿線の7町内会、約3,400世帯へ回覧にて案内いたしました。

説明会への出席者は5名で、右折専用車線の整備時期や用地補償に関する質問はございましたが、都市計画変更に関する質問や意見はございませんでした。

また、変更案につきまして、2月19日から3月4日までの2週間、縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第2号の札幌圏都市計画道路、東北通の変更案につきましての説明を終わります。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見やご質問を頂戴したいと思います。

●五十嵐委員 市議会議員の五十嵐でございます。

この変更によって、40年間未着手の状態から見直しをするということですが、特に交差部です。今まで40年間未着手であった背景として、地先の方々の用地買収が進まなかったということがあるのかもしれませんが、交差点部をこのように計画変更したとき、計画が

進むめどというか、変更後のめどがたつのかどうかです。強制収容という手法は札幌市では最近はとっておりませんから、その辺についての状況をお教えてください。

●佐藤総合交通計画部長 環状通との交差点について、20mから18mにするということをございますけれども、用地確定測量を平成28年6月からやる予定でございます。その後、29年度から用地補償交渉を行い、先ほどもご説明いたしましたが、平成30年度以降、道路拡幅工事を行う予定でございます。

また、もともとの路線の見直し部分につきましては、前回の事前説明でもご説明いたしましたが、昭和50年当時、最初は9.09mの幅しかありませんでしたが、おおむね15mの幅で国から移管を受け、既に整備されておりましたので、交通としては支障がない状況でございましたが、交差点については渋滞がありますので、今回、改めて変更することとしております。

●五十嵐委員 それはわかるのです。

ただ、行政用語として、「当面の間」ということがあるのですが、40年間未着手であったということですね。計画は決定したものの、特に支障を来さなかったという判断なのかもしれません、そうであれば、これまでは用地買収の交渉や確定測量もしていなかったという前提なのですね。

●佐藤総合交通計画部長 そうでございます。

実際、現況は15mで、両側に約0.5mずつ都市計画の制限がかかっておりました。そこで建築確認申請が2件ほどございましたが、将来支障のない範囲の構造だったので、認めて、建っております。ですから、0.5mずつだからということもあったのかもしれませんが、それについて苦情や問題は特に聞いておりません。

●高野会長 ご質問のもう一つは、平成29年度から始まる予定の用地補償等の見込みとして、地元での大規模な反対があるかなしかのご判断です。

●佐藤総合交通計画部長 今のところ、説明会では特にございません。ただ、これから具体的な協議に入っていくときに、個別に説明しながら、進めていきたいと思っております。

●五十嵐委員 わかりました。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

水澤委員、お願いいたします。

●水澤委員 教えてほしいのですが、道路の路肩が0.5mとなっておりますが、全部が0.5mなのでしょうか。なぜそう聞かかという、札幌は雪が多いですから、夏場は心配がないのでしょうかけれども、冬場は道路の端に雪が残るわけです。そうした雪の対策として、0.5mあれば大丈夫ということなのでしょうか。

●高野会長 それでは、お願いいたします。

●佐藤総合交通計画部長 雪に対するご質問かと思えます。

当然、0.5mの路肩だけでは十分に除雪し、雪をためることはできませんので、歩道にも堆雪することを考えております。ただ、最低限必要な2mの歩道幅を持ちつつ、今、路肩と歩道で3.5mから4mございますので、そこに雪だまりを設けようと考えております。

●高野会長 本来は50cmでは狭過ぎますが、いろいろな制約というか、道路の機能に応じて路肩をつくっていく上ではそれほどでもないもので、やむなく50cmということですか。

今回は、2回目の説明ということもございますが、ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 これ以上のご質問がなければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、採決を行ってまいります。

札幌圏都市計画道路、東北通に係る議案第2号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●高野会長 全員賛成と認めます。

よって、本案について、当審議会として同意することといたします。

◎建築基準法等の改正に伴う規定整理関連について

●高野会長 続いて、法律の変更により、言葉の定義等が変わったことによる読みかえとなります。議案第3号から第19号まで一括して審議をしたいと思えます。

また、関連説明案件として、第1号の「建築基準法の改正に伴う札幌圏都市計画特別用途地区の建築制限の変更」について、あわせてご説明を頂戴したいと思います。

それでは、準備ができましたら、担当からご説明をお願いいたします。

●村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬です。

案件グループ分け③の「建築基準法の用途規制等の改正に伴う規定整理関連」について、関連説明第1号、議案第3号から第19号を一括で説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。

今回は、法改正に伴う地区計画の規定の変更であり、号ずれへの対応と、法律の内容に合わせて規定を一致させるための対応でありますことから、本諮問1回の質疑でご審議いただけると判断したため、事前説明を省略してお諮りするものです。

説明内容ですが、今回の諮問の背景と趣旨を説明した後、法改正の内容、特別用途地区内の建築制限の変更、地区計画の変更、今後のスケジュールの順番で説明いたします。

初めに、今回の諮問の背景と趣旨をご説明いたします。

このたび、アの「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、通称「風営法」、イの「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、通称「認定こども園法」、ウの「障害者自立支援法」の三つの法律が改正されたことに伴い、建築基準法では、用途地域内の建築物の制限内容を定めております別表第2の改正が行われました。

建築基準法別表第2とは、用途地域ごとに建築物の制限内容をまとめた表のことです。

スクリーンには、別表第2を抜粋したものをお示ししております。

本市の特別用途地区及び地区計画は、風営法や建築基準法別表第2の規定を用いて建築物の用途の制限内容を定めているため、このたびの法改正に合わせ、所要の規定整理を行うものであります。

ここで、特別用途地区について補足いたします。

特別用途地区とは、用途地域の指定の目的を補完するため、地区の特性に応じた建築物の用途制限を定めるものです。本市では、特別工業地区、小売店舗地区、特別業務地区など、12種類を指定しております。

なお、特別用途地区の都市計画決定事項は、種類、位置、区域及び面積であり、建築物の用途制限については条例で定めることになっているため、都市計画の変更は必要ありませんが、今回、関連案件として説明するものであります。

法改正の内容について、ア、イ、ウの順に説明いたします。

それではまず、風営法関連の改正内容についてです。

昨年、風営法では、ダンスをめぐる国民の意識の変化を踏まえ、ダンス文化の健全な発展の支障とならないよう、営業者側の積極的な働きかけにより、客にダンスをさせる営業である「ダンスホール」、及び、客にダンスをさせ、かつ、飲食を提供する営業である「ナイトクラブ」の一部を、風俗営業から除外する改正が行われました。

建築基準法では、これまで、ダンスホール及びナイトクラブは風俗営業施設とされてきましたが、風営法の改正に合わせ、「ダンスホール」は「カラオケボックスの類」に変更となり、「ナイトクラブ」は「劇場や観覧場の類」に変更となっております。

キャバレーなどは、風俗営業施設としての規制を引き続き受けます。

建築基準法別表第2が、具体的にどう変更になるかを説明いたします。

左側が改正前、右側が改正後の内容です。

改正前は、風俗営業施設として、「キャバレー、料理店、ダンスホール、ナイトクラブその他これらに類するもの」だったものが、改正後は「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」が除外され、「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」となります。

除外された「ダンスホール」は、「カラオケボックスその他これに類するもの」に変更となり、「ナイトクラブ」は、「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に変更となります。

次に、認定こども園法関連の改正内容についてご説明いたします。

昨年、認定こども園法では、幼児期の教育、保育、子育て支援の充実のため、教育と保育を一体的に行う新たな施設である「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

建築基準法では、保育所は全ての用途地域で建築できるのに対して、幼保連携型認定こども園は、学校と保育所の両方の用途規制を受けるため、学校を規制している用途地域では建築できなくなることから、認定こども園法の改正に合わせて、全ての用途地域で建築できるようにする改正が行われました。

建築基準法別表第2の具体的な変更内容は、スクリーンにお示ししているとおりです。

「学校」の後に、「（幼保連携型認定こども園を除く。）」が追加されました。

次に、障害者自立支援法関連の改正についてご説明いたします。

障害者自立支援法の施行により、これまで、身体障がい、知的障がい及び精神障がいといった障害の種別ごとに分かれていた福祉サービスや施設名称が一本化されました。障害者自立支援法の施行に合わせて、建築基準法では、「身体障害者福祉ホーム」を単に「福祉ホーム」とする字句修正が行われました。

建築基準法別表第2の具体的な変更内容は、スクリーンにお示ししているとおりです。

別表第2の2カ所で、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」とする変更が行われました。

以上の法改正の内容に合わせて、本市の特別用途地区内の建築制限及び地区計画を変更する必要がありますので、その内容を説明いたします。

初めに、関連説明第1号の、特別用途地区内の建築制限の変更についてご説明いたします。

冒頭でも説明いたしましたが、特別用途地区内の建築制限につきましては、条例で定めることになっているため、都市計画の変更は必要ありませんが、関連案件として説明するものであります。

スクリーンの表は、変更が必要な特別用途地区の種類と、それぞれどの法改正に関係しているのかをお示しております。

なお、それぞれの指定目的や位置などについては、事前に送付しております関連説明第1号関係資料をご参照ください。

風営法関係の変更は、戸建住環境保全地区を除いた全ての地区が該当しております。認定こども園法関係の変更は、特別工業地区、第一種小売店舗地区、第一種特別業務地区が

該当しております。障害者自立支援法関係の変更は、特別工業地区、第一種小売店舗地区、第一種特別業務地区が該当しております。

具体例として、特別工業地区内の建築制限の変更内容をご説明いたします。

「キャバレー、料理店、ダンスホール、ナイトクラブ、その他これらに類するもの」は、「ダンスホール」及び「ナイトクラブ」を除外し、「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に変更となります。除外した「ダンスホール」は、「カラオケボックスその他これに類するもの」に変更となります。

「ナイトクラブ」は「劇場の類」に変更となりますので、「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」は、「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの」に変更となります。

「学校、図書館その他これらに類するもの」は、「学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、図書館その他これらに類するもの」に変更となります。

「老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」は、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に変更となります。

いずれの変更も、法改正の内容に合わせて規定を一致させるものです。

次に、議案第3号から第19号の地区計画の変更についてご説明いたします。

スクリーンの表は、変更が必要な地区計画と、それぞれどの法改正に関係しているのかをお示しております。

風営法関係の変更は、全ての議案が該当しております。認定こども園法関係の変更は、議案第8号が該当しております。障害者自立支援法関係の変更は、議案第3号から第10号、第12号、第14号、第18号が該当しております。

具体例として、議案第8号の米里北地区地区計画の変更についてご説明いたします。

米里北地区では、流通・工業A地区、工業業務地区、流通・工業B地区が変更となります。当地区は、「カラオケボックスの類」を規制していないため、ダンスホールに関する規定整理以外は、特別工業地区と同様の変更内容になります。

いずれの変更も、法改正の内容に合わせて規定を一致させるものです。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

特別用途地区内の建築制限の変更につきましては、条例改正に先立って、3月中旬から4月中旬までパブリックコメントを行い、6月23日の風営法及び建築基準法の施行と同時に施行できるよう、手続を進めます。

議案第3号から第19号の地区計画の変更につきましては、条例に基づく縦覧と法に基づく縦覧を行いました。いずれも意見はありませんでした。

本審議会で同意が得られた後、6月23日の法施行に合わせて、都市計画変更の告示をする予定でございます。

以上で、案件グループ分け③の建築基準法の用途規制等の改正に伴う規定整理関連の説明を終わらせていただきます。

●高野会長 ありがとうございます。

昭和な言葉がいっぱい出てきましたが、いかがでしょうか。

●堀内委員 教えていただきたいことがございます。幼保連携型認定こども園についてですが、これは幼稚園プラス保育園のことを指されているのでしょうか、あるいは、部分的に指されているのでしょうか。

●村瀬都市計画課長 幼保連携型認定こども園というのは、一つの施設の中に幼稚園機能と保育園機能が一緒になっているものです。

●堀内委員 わかりました。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

●名本委員 私なりに解釈したのですが、確認です。

地区計画の変更について、パワーポイント22ページに米里北地区地区計画の変更内容の記載があり、これを見ると、ダンスホールは建築可能になるということだと思います。

ここで、それについて例示しているのですがけれども、変更説明書の新旧対照表を見ますと、工業業務地区と流通工業B地区も同じように、旧のほうでは、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールを建築してはだめだと規定しておりますけれども、新のほうでは、キャバレー、料理店その他これに類するものとナイトクラブはだめとなっており、ダンスホールは入っておりませんので、ほかの地区でもダンスホールがオーケーになると解釈してよろしいのでしょうか。

そうしますと、ここに挙げております地区計画のうち、4地区において、今までだめだったダンスホールができるようになるということですね。

そして、話としてございますのは、例えば、JR琴似駅周辺地区地区計画の新旧対照表を見ますと、旧のほうでは、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールがだめだとなっているのですがけれども、新のほうだと、キャバレー、料理店、その他これらに類するものがだめだということですので、ダンスホールだけではなく、ナイトクラブもできるようになり、それ以降の6地区で同じだと解釈してよろしいのでしょうか。

また、縦覧では何も出なかったということですがけれども、説明会は特に必要ないのでしょうか。

以上、2点を確認いたします。

●高野会長 それでは、お願いいたします。

●稲垣地域計画課長 地域計画課長の稲垣でございます。

関連説明案件について、一括して都市計画課長からご説明をいたしました。地区計画は当課が所管になりますので、私からご説明させていただきます。

2点ございましたが、まずは、ダンスホールとナイトクラブについてです。例示として、できるようになる・ならないの例をパワーポイントでご説明いたしましたけれども、ほかの地区についてはどうかということです。

こちらに一覧表を示させていただいておりますが、こちらにダンスホールの表示がございます。改正前が上の段で、改正後が下の段です。ごらんとおり、地区によって用途の制限の表記の仕方が、オーダーメイドによりまちまちなので、全ての地区においてマルバツが統一されるわけではございません。例えば、新川第一地区であれば、新たにダンスホールが建築可能になりますけれども、あいの里地区のように、似たような名称の「業務関連施設地区」という指定をしているところでは、引き続き制限されます。

補足させていただきますと、冒頭の村瀬都市計画課長の説明と重複しますが、これまで、「ダンスホールは、風俗営業施設である」という風営法での概念規定があったのですが、かなり古い法律でありましたので、改めて見直すと、ダンスホール自体は、カラオケボックスや音楽スタジオなどと同様に、必ずしも風俗営業施設に当たらないという整理がなされました。地区計画でも、場所によってカラオケボックスを制限している地区としていない地区がございます。ですから、ごらんいただいているとおり、カラオケボックスを制限している地区は引き続きバツのままですけれども、カラオケボックス・音楽スタジオ等を特に制限していない地区では、法律の規定に従って、新たにマルとなります。

数が多いので、一例のみをご紹介しますが、このような状況となります。

同じように、ナイトクラブも、具体的に地区計画で新たにマルが表示される場所は、この2地区のみとなります。下に書いてありますとおり、風俗営業関係になりますと、用途地域の指定状況によるマルバツに加え、実際に営業できるのかどうかは、最終的には、警察から営業許可を取得しなければなりませんので、そちらの条例に基づく規制を受けます。実際に、重ね合わせて、新たにできるようになる地区をピックアップしますと、都心と琴似だけがマルとなりますけれども、あとは引き続きバツのままです。

地区計画全体の用途の制限の移行については、以上でございます。

もう一点、住民への説明会等についてのご質問です。

これは、地区計画区域はもとより、用途地域全般もそうですが、「ダンスホール」と言われていたものができるようになるというところだけを見れば、確かに制限の規制緩和に見える部分がございます。しかし、もともとの用途制限の考え方としては、重複しますが、それでも、「ダンスホールはカラオケボックスと何も変わらない」という概念整理がなされたということで、あえて説明会等は必要ないだろうと判断しております。

●名本委員 大体わかりました。

もう一点、確認です。

例えば、議案第14号の創世交流拠点地区地区計画の北1西1街区について、変更説明書の新旧対照表を見ますと、旧のほうでは、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールはだめだという規定になっているのですけれども、新のほうでは、キャバレー、料理店その他これらに類するものですので、ナイトクラブとダンスホールはできるようになると解釈してよろしいのでしょうか。

そうすると、ナイトクラブに関して、先ほどの表ではマルが抜けているのではないのでしょうか。

●稲垣地域計画課長 ダンスホールについては建築可能になります。ただ、ナイトクラブに関しましては、ご質問のとおり、用途地域の制限上では可能になるのですけれども、風営法の許可関係の条例で制限されます。

●高野会長 ナイトクラブは、依然として、風営法の営業規制を受けるのですか。

●稲垣地域計画課長 はい。

●高野会長 受けるのですか。

●稲垣地域計画課長 道条例で営業規制を受けることになります。

●高野会長 風営法ではなく、条例によって規制を受けるのですね。

●稲垣地域計画課長 風営法に基づく条例です。ナイトクラブは風営法の枠の中に引き続き残っているのです。

●岸本委員 今のナイトクラブについては、風営法で立地規制がかかっている、その立地規制をどこにするのかは最終的には政令基準に従って都道府県条例で定めると。政令基準に従ってできた北海道条例に当てはめると、当該地域においては立地規制にひっかかるから許可がおりないため、結果的にバツになるという理解でよろしいのですね。

●稲垣地域計画課長 ありがとうございます。委員のご説明のとおりでございます。

●高野会長 ナイトクラブは風営法が規制する施設から出たというようなご説明があったように思いますが、その点が誤解を生じさせる原因だったかと思います。

●村瀬都市計画課長 ナイトクラブは、風営法の「風俗営業」というカテゴリーからは抜けましたが、風営法で言う新しい概念として、「特定遊興飲食店営業」というカテゴリーになりました。右上に「風俗営業」とありますが、今まではこちらのカテゴリーで、キャバレー等を指しました。しかし、ナイトクラブについては、「風俗営業」というカテゴリーから外れ、「特定遊興飲食店営業」となりましたが、北海道の条例の立地規制を引き続き受けることになっております。

●高野会長 この図があって初めてわかったかと思えます。

風営法の傘のもと、風俗営業ではないけれども、影響を受けるものが出てくるということですね。

●村瀬都市計画課長 なぜこういうふうに分けたかを補足いたします。

要は、ナイトクラブやダンスホールは、深夜零時を過ぎても営業してもいいのではないかという規制改革から流れてきた話でして、引き続き、キャバレー等は、深夜零時あるいは深夜1時以降は営業できませんという規制ですけれども、ナイトクラブについては、風俗営業から外し、特定遊興飲食店営業にすることにより、深夜も営業可能ですという規制を変えたことに伴うものでございます。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

●松浦委員 松浦です。

パワーポイントの19ページと22ページを見ながら質問させていただきたいと思えます。

いずれの変更も法改正の内容に合わせて表現を変更、字句修正するということですが、「福祉ホーム」という表現の中に、通園・通所型の施設、いわゆる日中だけ開園、開所している施設も含まれるのでしょうか。

2点目は、同じく、「福祉ホーム」の後に「その他これらに類するもの」と表現されていることについてですが、この中には、虐待などによって保護された児童が、社会的な養護ということから児童養護施設に收容されるケースが多いのですけれども、児童養護施設は、今、小規模化してきて、小舎型に転換しているのですが、そうした保護の形が変化しているものも幅広に含めているのでしょうか。

●高野会長 いかがでしょうか。

●村瀬都市計画課長 一つ目の質問ですが、ここで言っている「福祉ホーム」は入所型として、通所型は含まれません。

そして、2点目の児童養護施設の関係も同様に、入所するものについては「類するもの」ですが、通所は含まれません。ただ、建築基準法は何でもそうですが、施設にはいろいろな種類がありますので、個々にどういうものであるかを判断していきます。一般的にはそのようになるのですが、実際に建てる際には、個々のケースで判断するという運用になっております。

●松浦委員 ありがとうございます。

議案で挙がっている地域に、小規模施設を検討している法人があると知っていましたので、質問させていただきました。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

●小形委員 同様の趣旨の質問です。

「認定こども園を除く」となっているのは、該当するのは米里北地区だと思うのです。実際に建てようとしたときには、別の条例があるものなのでしょうか。

●稲垣地域計画課長 特に建築基準法で別途の規制がかかることはありません。この地区においてできるようになるということです。建築基準法に関係する用途制限に関する条例を特に定めていることはなく、風営法のような営業許可とは別となります。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

●村瀬都市計画課長 すみません。

先ほど、福祉ホームに類するものについて、入所系のみを指しているという説明をしましたが、通所系も含まれるものがありますので、訂正させていただきます。

申しわけありませんでした。

●高野会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 これ以上のご質問がなければ、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、採決を行います。

地区計画の変更に係る議案第3第から第19号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

●小形委員 採決は一括でやるのですか。

●高野会長 一括で行います。

●小形委員 私は、議案第8号に反対したいので、そういう意思表示ができるような採決方法にしていただけませんか。

●高野会長 それでは、まず、議案第8号に対する反対のご意見をお伺いいたします。

●小形委員 今のご説明では、認定こども園は外されるということですが、ここは工業地域だと思うのです。私自身、子育てする環境として必ずしもふさわしくないと思うので、これに反対したいと思います。

●高野会長 コメントを下さい。

●村瀬都市計画課長 もし誤解があったとすれば、説明を加えたいと思います。

保育園は、福祉施設でございます。そして、子どもを預ける施設ですので、都市計画の用途地域上、どこでもできます。工業地域でもできます。つまり、工場や事業所があり、そこで働いている人もおりますので、その近くにあることが必要だろうということです。

確かに、工業地域の中に子育て環境があるのはどうかという考えはあると思うのですが、ベースとしての用途地域の考え方としては、保育園などの子育て施設も、工業地域の中に立地できる規定になっております。そして、今回の法改正では、学校は工業地域にはふさわしくないということで規制はそのまま続けますが、認定こども園につきましては、今のままですと、工業地域の中にできないこととなります。保育園ができるのに、認定こども園ができないのは必ずしも合理的ではないのではないかということで、今回、法の規定に合わせて変更するというところでございます。

もし誤解があったとしたらと思って、補足説明させていただきました。

●高野会長 小形委員、そうしましたら、一括して採決してもよろしいですか。

●小形委員 はい。

●高野会長 それでは、議案第3号から第19号に関しまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●高野会長 全員賛成と認めます。

よって、本案について、当審議会として同意することといたします。

それでは、審議は以上でございます。

事務局に進行をお返しいたします。

4. その他

●事務局（小泉調整担当課長） 本日も、長時間のご審議をいただき、まことにありがとうございました。

本日は、第8期札幌市都市計画審議会の最後の審議会となりますことから、市民まちづくり局都市計画部長の三澤より、一言、ご挨拶を申し上げます。

●三澤都市計画部長 都市計画部長の三澤でございます。

本来であれば都市計画担当局長の浦田がお礼申し上げるところでございますが、所用により欠席しておりますので、私より、一言、お礼を申し上げたいと存じます。

高野会長並びに委員の皆様方におかれましては、平成26年度から27年度にわたる2年間、ご多忙の中、ご出席を賜り、本市の都市計画行政に関し、貴重なご意見やご指導をいただきましたことに心から御礼申し上げます。

今期におきましても、数多くの案件についてご審議いただきました。とりわけ、先ほど来議論のありました第2次都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定並びに都市再開発方針の見直しに当たりましては、多くのご意見とご指摘をいただき、おかげさまをもちまして、これらの計画や方針を取りまとめることができました。

今後も、委員の皆様からいただきました貴重なご意見を生かし、都市計画行政の一層の推進に努めていく所存でございます。

最後になりますが、委員の皆様方には、健康にご留意なされまして、さらなるご活躍をお祈り申し上げますとともに、今後とも、本市のまちづくりに関しまして、さまざまな場面においてご意見をいただければと存じます。

簡単ではございますが、任期最後の都市計画審議会の終了に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

5. 閉 会

●事務局（小泉調整担当課長） 以上をもちまして、第87回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

第8期委員の皆様、本当にありがとうございました。

以 上

第87回札幌市都市計画審議会出席者

委員（22名出席）

飯島 弘之	札幌市議会議員
五十嵐 徳美	札幌市議会議員
池田 真弓	市民
小形 香織	札幌市議会議員
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
齋藤 俊一	市民
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院教授
中榮 高広	北海道警察本部交通部長（古川 清実 代理出席）
中村 たけし	札幌市議会議員
中村 達也	札幌商工会議所 住宅・不動産部会部会長
名本 忠治	市民
難波江 完三	北海道開発局開発監理部次長
濱田 康行	公益財団法人はまなす財団理事長
林 清治	札幌市議会議員
日沖 智子	市民
堀内 仁志	市民
松浦 和代	札幌市立大学大学院看護学研究科長・教授
丸山 秀樹	札幌市議会議員
丸山 博子	丸山環境教育事務所代表
水澤 雅貴	市民
山田 耕三	北海道建設部まちづくり局長